

第2 本市における子ども・子育て、子どもの家庭福祉に関する事業の概要

1 我が国における少子化現象と原因

(1) 我が国の総人口の推移と将来推計人口

我が国の総人口は、約3,400万人と推定¹される明治維新時（1868年）以降、平均1パーセントの成長率で増加し続け、昭和42年（1967年）には1億人を突破したが、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少に転じ、以後長期的な減少過程に突入すると予測されている。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成29年推計）²出生中位³・死亡中位⁴推計によれば、総人口は2053年には1億人を割り、2065年には8,808万人となるとされ、また2115年には5,056万人（参考値）にまで至るとされている。年少（0歳～14歳）人口について見れば、2015年（平成27年）に1,595万人（総人口比12.5パーセント）であったものが、2040年には1,194万人（同10.8パーセント）、2065年には898万人（同10.2パーセント）に減少することが予測されている。

(2) 我が国の出生率

人口の増減は、出生、死亡並びに人口移動（移入・移出）に影響されるが、我が国の国際人口移動率は、現在のところ、総人口1,000人に対し1人という極めて低い比率であるため、長期的な人口の増減は、出生と死亡の水準によりほぼ決定されることになる。

人口置換水準とは、ある死亡の水準のもと、人口が長期的に増減することなく一定となる水準をいうが、我が国のそれは、概ね2.07程度となっている⁵。我が国の出生率（合計特殊出生率⁶）は、昭和49年（1974年）以降、40年以上もこの人口置換水準を下回りながら低下し続けている。

¹ 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口-平成28年（2016）～77（2065）年-平成29年推計」（平成29年7月31日人口問題研究資料第336号）

³ 将来推計人口の算出に際しては、長期の合計特殊出生率につき、仮定値を用いられる。低位の仮定値（1.25）、高位の仮定値（1.65）に対し、中間的な仮定値（1.44）を用いたものが中位推計である。

⁴ 死亡率についても、男女それぞれの長期の平均寿命（男84.95年、女91.35年）を中位仮定値として用いている。

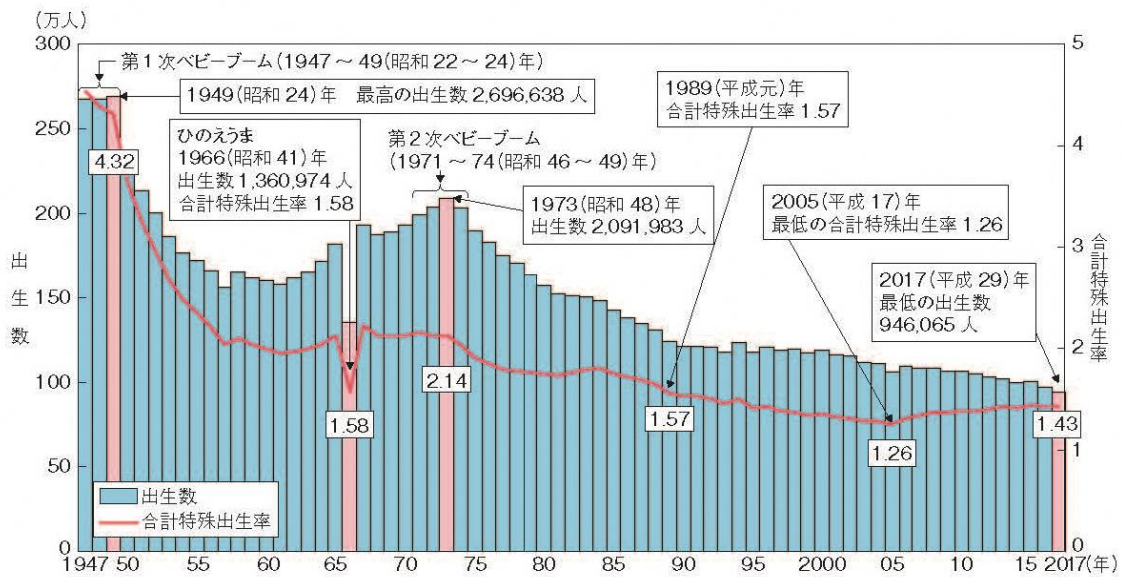
⁵ 我が国の直近（2017年）の人口置換率は2.06と報告されている。

⁶ **合計特殊出生率**：15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計をいい、次の2つの種類があり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。①「期間」合計特殊出生率（ある期間（1年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したもの。女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の出生率」であり、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。）②「コーホート」合計特殊出生率（ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ（コーホート）の女性の各年齢（15～49歳）の出生率を過去から積み上げたもの。「その世代の出生率」である。）

(3) 平成の時代における出生数・出生率

以降ここ数十年の我が国の出生数・合計特殊出生率の年次推移を見ると、最高の出生数 2,696,638 人（昭和 24 年）を記録した第 1 次ベビーブーム（昭和 22 年～昭和 24 年）において、合計特殊出生率は 4.32 であった。丙午（ひのえうま）の年である昭和 41 年（1966 年）に出生数 1,360,974 人、合計特殊出生率 1.58 という一時的な落ち込みが生じたが、第 2 次ベビーブーム（昭和 46 年～昭和 49 年）のさなかである昭和 48 年においては、出生数 2,091,983 人、合計特殊出生率 2.14 を記録した。

しかし、これ以降、出生数・合計特殊出生率ともに減少し続け、平成の時代は、その元年（1989 年）に丙午の昭和 41 年の際の合計特殊出生率をも下回る状態（1.57）から始まることとなった⁷。平成時代の半ば、平成 17 年（2005 年）には戦後最低の合計特殊出生率 1.26 に至った。翌年以降、合計特殊出生率は微増したが最近はやや横ばい状態で推移する一方、出生数は毎年減少し続けている。平成 30 年（2018 年）では、出生数 918,397 人⁸、合計特殊出生率 1.42 となり、公表された令和元年（2019 年）の推計値では出生数は、予測より 2 年早く、90 万人を下回ったと伝えられている⁹。



(内閣府「令和元年版少子化社会対策白書」)

⁷ いわゆる丙午ショック。

⁸ 平成 31 年度の出生数：前記注のとおり、令和元年 12 月に公表された人口動態統計の年間推計（厚生労働省）によれば、平成 30 年の出生数 918,398 人（確定値）に対し、令和元年（平成 31 年）は 864,000 人（推計値）となった。

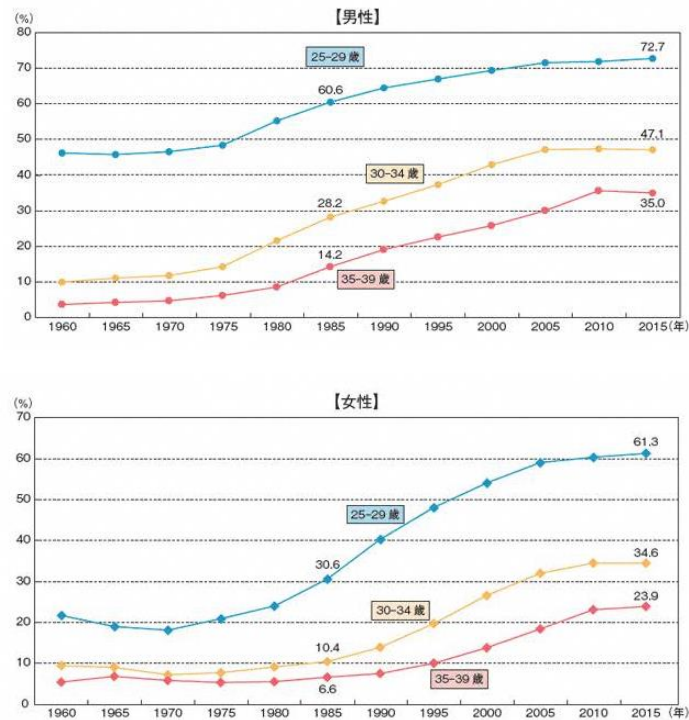
⁹ 少子化の「罨」：低い出生数・出生率が長期間に亘り継続すればするほど、そこからの回復にはより多くの労力やコストを必要とすることから、少子化の状態からの脱出は益々困難となる事態をいう。

(4) 少子化の原因：未婚率の上昇と夫婦の完結出生児数の低下

ア 少子化、すなわち出生率低下の原因のひとつは、未婚率の上昇にあるとされる。

年齢ごとの未婚率及び50歳時の未婚割合は、1970年代以降、男女とも上昇傾向が継続し、晩婚化・非婚化が相当程度に進行している。生涯未婚、すなわち50歳を超えてもなお結婚歴がない比率は、男性で20パーセントを超え、女性についても12パーセントを超えている状況にある。

イ 出生率低下の原因の第二は、夫婦の完結出生児数¹⁰の低下にあるとされる。結婚した夫婦から出生する子どもの数が、1990年代以降減少傾向にあり、1940年には4.27であった完結出生児数は、1970年代に2.2前後まで落ち込み、以後、2005年まで2を上回っていたが、2010年に至ってこれを下回り（1.96）、2015年には1.94人に至った¹¹。女性の初婚年齢の高齢化も、完結出生児数の低下と関係があると分析されている。



(内閣府「令和元年版少子化社会対策白書」)

¹⁰ 完結出生児数：結婚持続期間が15年ないし19年の初婚同士の夫婦の最終的な出生子ども数をいう。完結出生児数は、厚生労働省の実施する出生動向基本調査の結果により公表される。

¹¹ 平成24年に推計された将来予測では、2060年には、生涯未婚率は20.1パーセント、夫婦の完結出生児数は1.74人、合計特殊出生率は1.35とされている（社会保障会議最終報告）。なお、国立社会保障・人口問題研究所の平成29年度推計では、合計特殊出生率は1.35より、0.09ポイント高い1.44とされた。

調査(調査年次)	完結出生児数
第1回調査(1940年)	4.27人
第2回調査(1952年)	3.50
第3回調査(1957年)	3.60
第4回調査(1962年)	2.83
第5回調査(1967年)	2.65
第6回調査(1972年)	2.20
第7回調査(1977年)	2.19
第8回調査(1982年)	2.23
第9回調査(1987年)	2.19
第10回調査(1992年)	2.21
第11回調査(1997年)	2.21
第12回調査(2002年)	2.23
第13回調査(2005年)	2.09
第14回調査(2010年)	1.96
第15回調査(2015年)	1.94

注:対象は結婚持続期間15~19年の初婚どうしの夫婦(出生子ども数不詳を除く)。

(国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」)

(5) 結婚意思を阻害する労働環境

ア 未婚率の上昇(晩婚化・非婚化)に関しては、18歳から34歳の未婚者(男女)のうち結婚意思を有する者は全体の約9割、希望する子どもの数は2.07人という調査結果も報告され(すなわち、国民の希望出生率は約1.8になる)¹²、現状や将来予測とは大きな乖離が生じている。

イ その要因として、適齢期にある若者に結婚意思がないのではなく、それを許さない社会・経済環境を指摘する論者は多い。団塊ジュニア世代(1971年~1974年生)、ポスト団塊ジュニア世代を就職氷河期が直撃し、正規労働者への道が極端に狭いものとなった。現在、30歳代半ばから40歳代半ばに属するこの氷河期世代には、非正規雇用又は無業者の状態が少なくない¹³。収入が低く雇用が安定しない男性、非正規雇用や育児休業が利用できない労働環境にある女性の未婚率はそれぞれ高い。上昇する未婚率の解決のためには、若者の雇用の確保・安定が必要であると指摘されて久しい¹⁴。

¹² 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(平成27年)」による。

¹³ 就職氷河期世代と「溶けない氷河」：社会的な問題となっている「子どもの貧困」も、親が氷河期世代に属していることが指摘されている。世代を超えて厳しい経済条件が続く状況は、「溶けない氷河」と言われる。総務省の労働力調査によれば、就職氷河期世代の人口は約1689万人(平成30年現在)。このうち、いわゆるフリーター等は約52万人、派遣社員や契約社員ら非正規で働く者は約317万人に上るといえる。

¹⁴ 政府は、就職氷河期世代の支援としては初めての施策として、令和元年度補正予算に66億円、令和2年度当初予算に199億円を計上することが伝えられている(令和3年度当初予算まで計650億円)。この世代の正規雇用者を30万人まで増加させることを目指し、研修参加交通費や奨学金返済等を支援するほか、国家公務員として、厚生労働省や内閣府が中途採用を開始した。また、この氷河期世代の正規雇用を促す

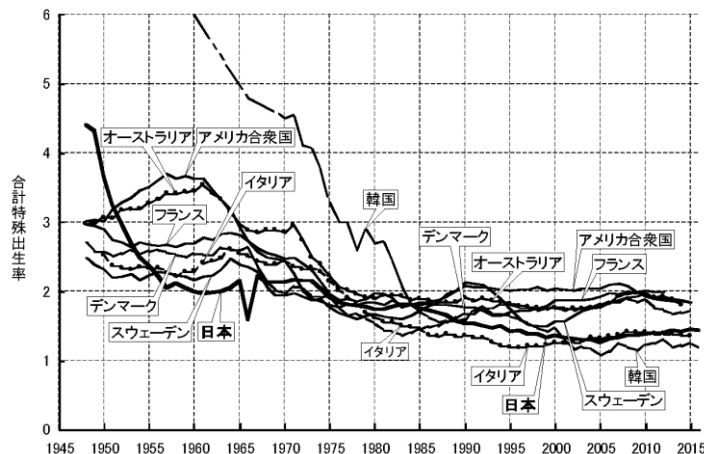
(6) 将来人口の維持と課題

現在の我が国の人口を維持するためには、合計特殊出生率が2040年に2.07以上であることを要すると報告されている¹⁵。国民が希望する出生率との前記の乖離を克服するためには、少子化克服に成功しつつある諸外国の施策を参照し¹⁶、子育てしながら就業を継続できる環境（育児休業制度、長時間労働の解消等）、第2子以降の出産意欲を高める環

政府の通達を受け、幾つかの自治体において、正規職員としての中途採用を開始している。本市においては、本報告現在、かかる取組は伝えられていない。

¹⁵ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」。合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度まで上昇すると仮定した場合、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するとの推計がなされている。

¹⁶ **諸外国における少子化と対策**：我が国の出生率を諸外国と比較すれば、ドイツ、南欧、アジアの新興工業国とともに、国際的には最低水準に属する。主要国の出生率は、二極化しており、2017年から2018年では、フランス1.90（2017年）、スウェーデン1.78（同）、米国1.77（同）、英国1.76（同）、ドイツ1.57（同）、日本1.42（2018年）、シンガポール1.14（同）、韓国1.05（2017年）である（なお、近時の報道によると、少子化が加速している韓国においては、2018年に1.00を割り込む0.98に至り、2019年は過去最低の0.92となった）。



(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」)

このうち、フランスは少子化克服の成功途上にあると評価されている代表例である。同国の出生率は、過去最も低かった1.66（1994年）から10ないし15年の間で2パーセント前後に到達している。同国をはじめ、出生率の高いスウェーデンや英国は、GDPに占める家族関係社会支出（家族を支援するために支出される児童手当などの現金給付及び現物給付）が約3パーセント以上となっているのに対し、我が国においては1.29パーセント（2017年）にとどまっていることから明らかなおお、圧倒的な予算規模の差が指摘されている。また、フランスにあっては、①子どもを産む、産まないは女性固有の権利であり、国家はこれに介入しないが、出産を決意したときは経済的負担を生じさせないよう国家が補填する、②保育の無償化、③育児休業から職場復帰する場合の地位保障という「シラク3原則」のもと、出産・子育てと就労という「両立支援」策、婚外子を差別しない施策が遂行されている。

境（男性の育児休業¹⁷等）がそれぞれ十分に整備され、適切に実施されることが課題となっている¹⁸。

2 札幌市における少子化の現状

(1) 本市の人口、人口動態等：政令市間比較

ア 本市人口は、1,965,940 人であり（平成 30 年 10 月 1 日現在）、市制施行（大正 11 年）以来一貫して増加している。全 21 政令市・都区部中、総人口では横浜市、大阪市、名古屋市に次ぐ第 5 位に位置しているが、年少人口比率においては第 18 位、合計特殊出生率では最下位に位置している。

都 市	人 口 H29. 10. 1	年齢別割合 (H27. 10. 1)			人口増加数 29 年中	合計特殊 出生率 28 年	市(都) 民経済計算 (27 年度)			有 効 求 人 倍 率 (全数) 28 年度中
		年 少 人 口	生 産 年 齢人口	老 年 人 口			市(都)内 総 生 産 (名目)	実 質 経 済 成 長 率 (連鎖)	1 人 当 た り市(都) 民 所 得	
		%	%	%			億円	%	千円	
札幌市	⑤ 1,962,918	⑱ 11.4	⑦ 63.7	⑨ 24.9	⑦ 4,854	㉑ 1.16	⑦ 65,667	⑫ 1.1	⑰ 2,615	⑱ 1.12
仙台市	⑫ 1,086,377	⑬ 12.5	④ 65.0	⑱ 22.6	⑨ 2,028	⑰ 1.27	⑪ 50,577	⑩ 1.7	⑥ 3,184	⑧ 1.63
さいたま市	⑩ 1,290,505	⑦ 13.2	⑤ 64.0	⑰ 22.8	⑤ 10,602	⑩ 1.38	⑫ 42,241	⑤ 2.4	⑧ 3,132	⑰ 1.18
千葉市	⑬ 975,140	⑨ 12.7	⑪ 62.4	⑩ 24.9	⑧ 2,226	⑭ 1.33	⑭ 36,413	⑮ △0.2	⑭ 2,927	⑦ 1.64

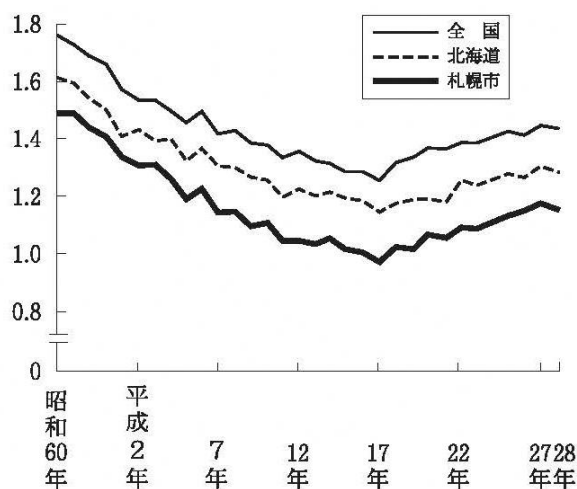
¹⁷ 男性の家事・育児分担度が高い家庭においては、第 2 子以降の出産意欲が高く、女性の継続就労割合も高いことが統計上示されている。例えば、夫の休日における家事・育児時間が「なし」の家庭においては第 2 子以降の出生割合は 14.0 パーセントにとどまるのに対し、「6 時間」以上の家庭においては 76.5 パーセントに上っている（厚生労働省「第 10 回 21 世紀成年者縦断調査」2012 年）。

¹⁸ 本市内部における次世代育成・女性活躍支援：我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成 15 年次世代育成支援対策推進法が成立し、本市も同法に基づく特定事業主行動計画（次世代 19）として「札幌市職員子育て支援プラン」を策定・実施してきた（第 1 次プラン；平成 17 年度～21 年度、第 2 次プラン；平成 22 年度～26 年度）。現在、第 3 次プラン（平成 27 年度～令和 2 年度）の実施期間中であるが、平成 27 年女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の成立を受け、同法に基づく特定事業主行動計画（女性活躍推進法 15）と一体化させた「札幌市子育て・女性職員応援プラン」とした。本プランにおいては、本市女性職員の妊娠中及び出産後における配慮、子育てに関する休暇・休業制度の利用促進、男性職員の積極的子育て、時間外勤務の縮減等、年次休暇の取得促進、仕事と生活の調和等を実現するための環境づくり、女性職員の活躍の推進を具体的内容としている。本プランは、その実施状況が毎年公表されている。ここ 3 か年度で見ると、男性職員の育児休業取得率は 12%前後で横ばい（目標値 13%以上）、男性職員の出産補助休暇取得率は減少傾向（平成 30 年度 72.9%、目標値 90%以上）しているが、子育て参加休暇取得率（平成 30 年度 53.9%、目標値 90%以上）や年次休暇取得率はいずれも上昇（平成 30 年度 72.0%、目標値 80%以上）している。女性職員の管理職割合（平成 30 年度 14.5%、目標値 15%以上）や係長職候補者試験受験率（平成 30 年度 28.3%、目標値 30%以上）も上昇傾向を維持するなど、目標値に未達部分もあるが着実に成果を上げていることがわかる。

<https://www.city.sapporo.jp/somu/kosodate/index.html>

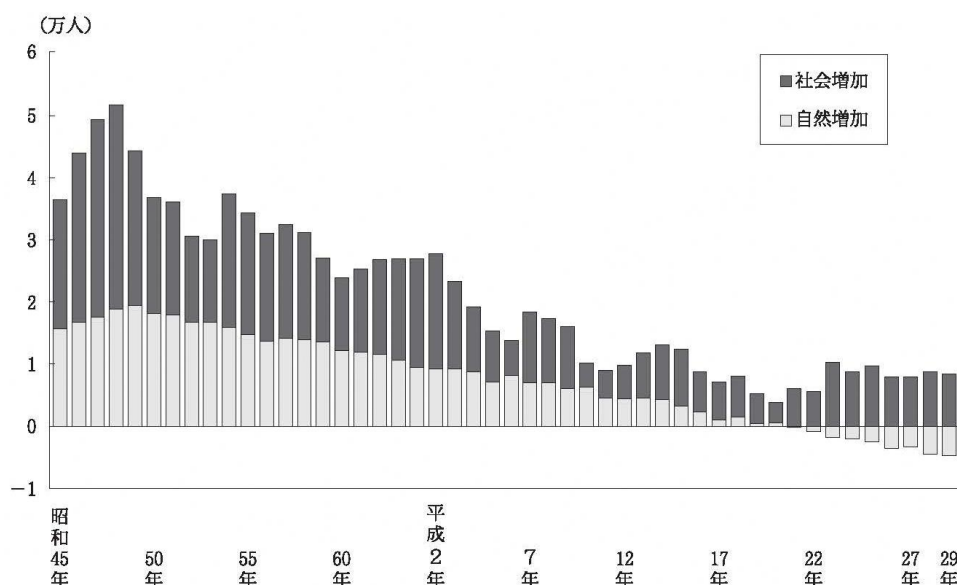
都区部	① 9,467,490	⑳ 11.0	② 67.0	⑲ 22.0	① 93,633	㉑ 1.22	㉒ 1,043,392	⑧ 1.8	① 5,380	① 2.46
横浜市	② 3,733,234	㉑ 12.7	⑥ 64.0	⑯ 23.4	⑩ 1,988	⑫ 1.35	③ 135,429	⑧ 1.8	⑩ 3,063	⑮ 1.27
川崎市	⑧ 1,503,690	⑧ 12.8	① 67.7	㉑ 19.5	③ 13,780	⑨ 1.40	⑨ 61,344	③ 4.0	⑩ 3,064	㉒ 0.92
相模原市	⑲ 722,157	⑭ 12.4	⑧ 63.6	⑭ 23.9	⑫ 1,211	⑲ 1.24	㉑ 0.96
新潟市	⑯ 797,020	⑮ 12.2	⑯ 60.8	④ 27.0	⑰ △ 3,334	⑬ 1.34	⑮ 31,263	⑭ △ 0.1	⑮ 2,877	⑪ 1.45
静岡市	㉒ 699,087	⑰ 12.2	㉑ 59.3	② 28.6	⑰ △ 2,754	⑧ 1.41	⑥ 1.81
浜松市	⑰ 796,114	④ 13.6	⑮ 60.0	⑦ 26.4	⑮ △ 880	② 1.57	⑯ 30,065	⑰ △ 3.3	⑫ 2,960	⑭ 1.31
名古屋市	④ 2,314,125	⑫ 12.5	⑩ 63.3	⑬ 24.2	⑥ 8,740	⑦ 1.44	④ 128,861	⑫ 1.1	③ 3,636	② 2.12
京都市	⑨ 1,472,027	⑲ 11.3	⑬ 62.0	⑥ 26.7	⑯ △ 2,622	⑯ 1.30	⑧ 63,194	① 5.8	⑨ 3,110	⑫ 1.43
大阪市	③ 2,713,157	㉑ 11.2	⑨ 63.6	⑧ 25.3	④ 11,365	⑮ 1.26	② 197,618	⑪ 1.3	② 4,236	④ 1.98
堺市	⑮ 834,267	⑤ 13.6	⑲ 59.5	⑤ 26.9	⑲ △ 3,408	⑤ 1.50	⑲ 0.98
神戸市	⑦ 1,532,153	⑯ 12.2	⑰ 60.7	③ 27.1	㉑ △ 3,470	⑪ 1.37	⑥ 65,917	⑥ 2.1	⑦ 3,149	⑯ 1.26
岡山市	㉑ 708,853	③ 13.7	⑮ 61.5	⑪ 24.7	⑬ 536	⑥ 1.47	⑰ 28,427	④ 3.4	⑬ 2,935	⑤ 1.88
広島市	⑪ 1,198,555	① 14.2	⑫ 62.1	⑮ 23.7	⑪ 1,470	④ 1.51	⑩ 53,628	⑦ 2.0	⑤ 3,305	③ 2.01
北九州市	⑭ 950,646	⑪ 12.6	㉑ 58.1	① 29.3	㉑ △ 5,571	① 1.61	⑬ 36,872	⑯ △ 2.9	⑯ 2,851	⑬ 1.32
福岡市	⑥ 1,567,189	⑥ 13.3	③ 66.0	㉑ 20.7	② 14,116	⑭ 1.33	⑤ 76,562	② 4.3	④ 3,367	⑩ 1.49
熊本市	⑮ 739,858	② 14.1	⑭ 61.7	⑫ 24.2	⑭ 469	③ 1.52	⑨ 1.52

イ 都道府県別に合計特殊出生率を見ると、最高率が沖縄県（1.95）、最低率が東京都（1.24）であるが、北海道はこれに次ぐ最低率（1.29）となっている¹⁹。札幌市は、北海道を更に下回る出生率となっており（平成28年度1.18）、直近では1.14となっている。北海道の合計特殊出生率が全国平均を下回り、札幌市の出生率が北海道のそれを更に下回るという関係は、平成時代以前から普遍的な傾向となっている。



¹⁹ 厚生労働省「平成28年人口動態統計（確定数）」。

ウ 人口増加数では全政令市中第7位にあるが、出生数は全国の傾向と同様、第2次ベビーブーム以降長期的に減少し続け、出生数から死亡数を控除した自然増加数については平成21年度以降マイナスに転じている。本市の人口増加は、北海道全域からほぼ万遍なく転入する社会増加に支えられている。

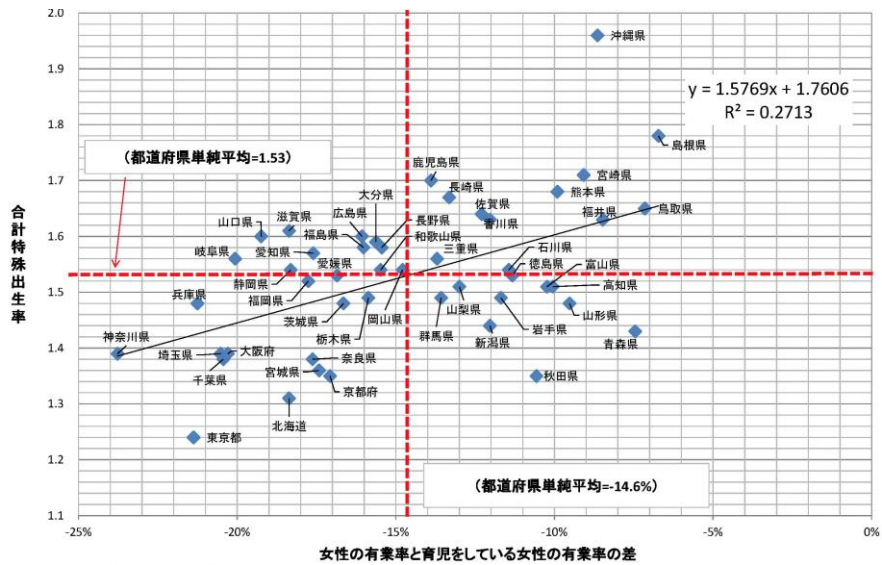


(2) 労働（働き方）環境と出生率、子育て

ア いわゆる共働き世帯は1980年には全国で約600万世帯であったのに対し、2015年には1,114万世帯とほぼ倍増し、これと対照的に専業主婦世帯は1980年の約1,100万世帯から2015年には687万世帯とほぼ半減している。夫の所得の低い世帯においては妻の有業率が高く、夫婦で世帯収入を確保する傾向にある。

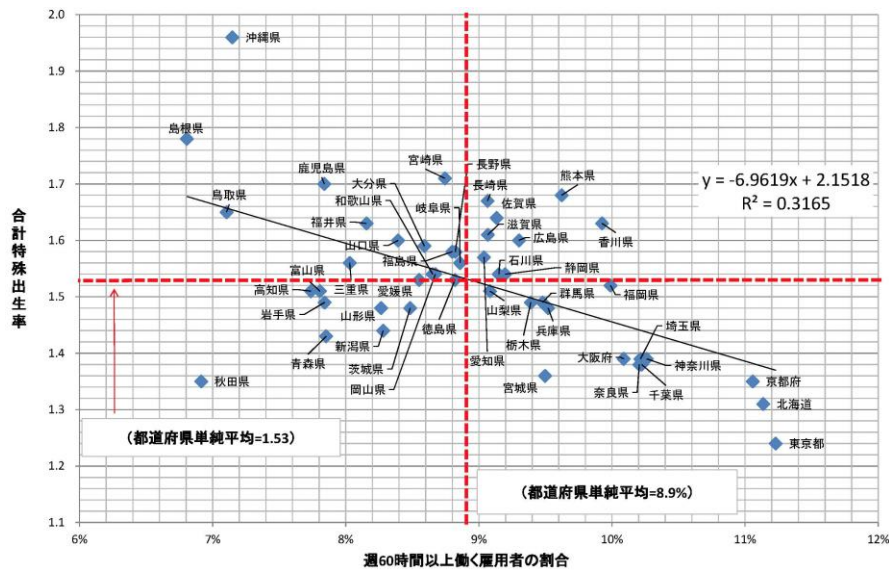
イ 本市の有効求人倍率は、全政令市中18位と低位にある。また、1人当たりの市民所得も17位(2,615千円)²⁰にあって経済的環境は厳しい。一方、女性労働力率は、全政令市中17位と低く、女性の就業は進んでいない。女性有業率と子育てをしている女性の従業率を比較してその開差が小さい地域ほど継続雇用率が高く、また出生率も高い傾向を示すとされる。以下は、都道府県単位の分析であるが、本市も北海道と同様の象限に属する。

²⁰ 相模原市、静岡市、堺市及び熊本市については市民所得のデータがないことから、事実上は、本市は最下位である。



(地域少子化・働き方指標 (第3版))

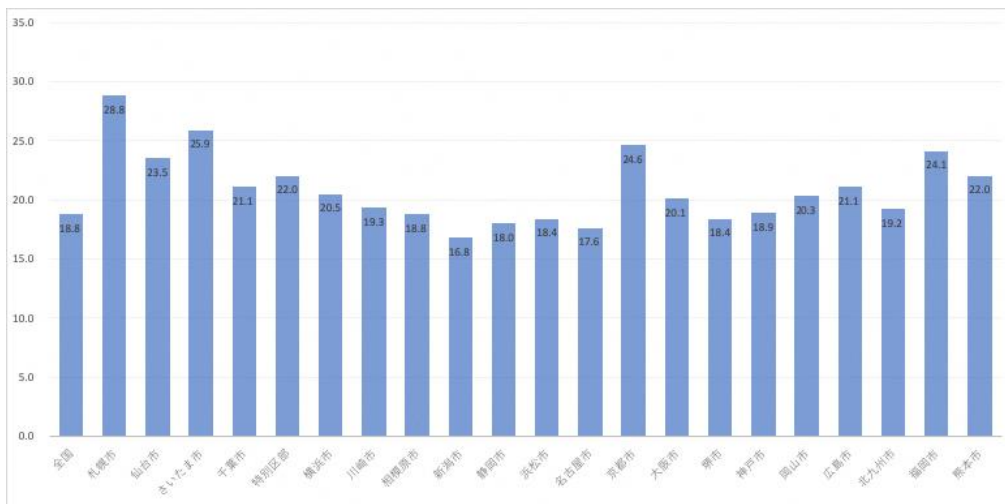
ウ また、長時間労働と出生率は相反する。以下は、出生率と週60時間以上労働する者の割合を都道府県単位で分析したものであるが、本市も北海道と同様の象限に属する。



(地域少子化・働き方指標 (第3版))

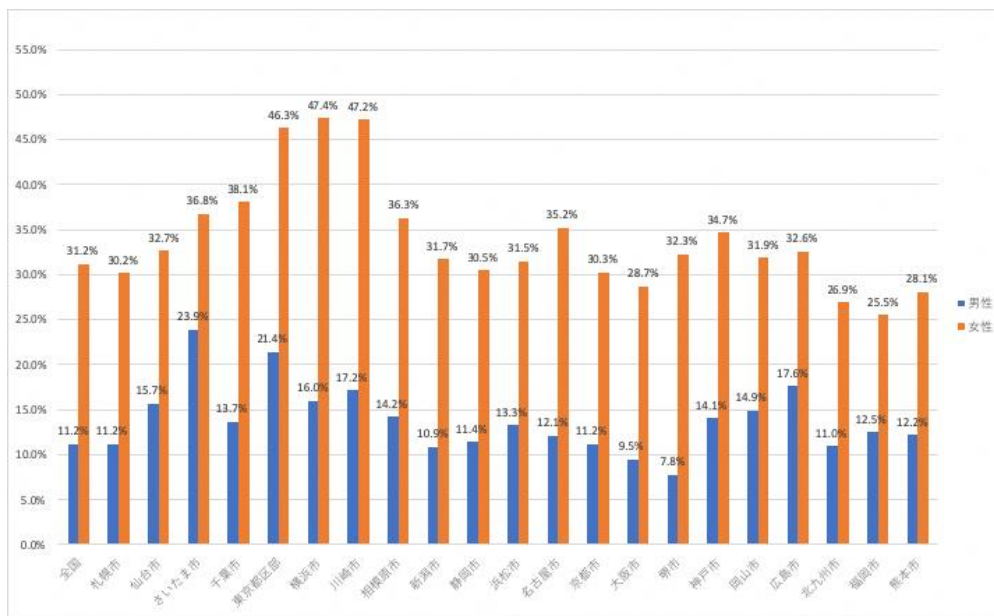
エ 25歳から39歳の男性で、年間就業日数が200日以上の者について、週間就業時間が60時間以上の割合を全政令市で比較すると、全国平均(18.8パーセント)を10ポイントも上回って本市が第1位となっている(第2位がさいたま市25.9パーセント、第3位が京都市24.6パーセント。ちなみに政令市中の最下位は新潟市で16.8パーセント)²¹。

²¹ 平成24年就業構造基本調査による。



(平成 24 年就業構造基本調査)

オ この傾向は、本市男性の育児・子育てに充てることの出来る時間が少ないことを意味する。全政令市及び東京都区部における男女の育児休業等制度²²の利用率²³は、以下のとおりであり、本市においては男女とも全国平均並みの実績にとどまっている。



(平成 24 年就業構造基本調査)

²² 育児休業、短時間勤務、子の看護休暇、勤務先独自の制度を含み、年次有給休暇の取得は含まないものを指す。

²³ 育児休業等制度の利用者を、有業者中育児をしている者の数で除した割合をいう。

(3) 札幌市における少子化の現状：10区比較

ア 本市は、全10区の行政区から構成される。10区の人口（割合）、年齢別割合、人口動態、合計特殊出生率の概況は、以下のとおりである。

区	人口		年齢別割合 (H27.10.1)				人口動態(住民基本台帳) (29年中)			合計 特殊 出生率 28年
	H30.10.1	区別 割合	年少	生産年	老年	うち75 歳以上	総数	自然 増加	社会 増加	
			人口 15歳 未満	年齢人口 15~64 歳	人口 65歳 以上					
	人	%	%	%	%	%	人	人	人	
全市	1,965,940	100.0	11.4	63.7	24.9	11.6	4,854	△4,866	9,720	1.16
中央区	③ 242,916	12.4	⑨ 10.2	① 68.3	⑩ 21.5	⑩ 10.5	① 1,736	①△ 234	② 1,970	⑩ 0.98
北区	① 288,114	14.7	④ 11.7	⑤ 63.7	⑥ 24.6	⑦ 11.2	⑤ 748	⑨△ 673	③ 1,421	⑦ 1.09
東区	② 264,183	13.4	③ 11.8	④ 64.6	⑧ 23.6	⑨ 10.7	③ 837	②△ 268	⑥ 1,105	② 1.30
白石区	⑥ 211,496	10.8	⑥ 11.3	② 65.7	⑨ 23.0	⑧ 10.7	⑦ 316	④△ 336	⑦ 652	① 1.31
厚別区	⑨ 126,230	6.4	⑦ 11.0	⑧ 61.0	② 28.0	② 12.7	⑨△ 410	⑦△ 550	⑨ 140	⑨ 1.07
豊平区	④ 222,042	11.3	⑧ 10.9	③ 65.5	⑦ 23.6	⑤ 11.4	② 1,710	③△ 286	① 1,996	⑤ 1.18
清田区	⑩ 115,272	5.9	① 13.4	⑦ 61.3	⑤ 25.3	⑥ 11.3	⑧△ 323	⑥△ 503	⑧ 180	⑥ 1.16
南区	⑧ 137,851	7.0	⑩ 10.1	⑩ 58.0	① 31.9	① 15.5	⑩△1,165	⑩△1,046	⑩△ 119	⑧ 1.07
西区	⑤ 215,942	11.0	⑤ 11.7	⑥ 62.6	④ 25.7	④ 12.1	④ 802	⑤△ 409	④ 1,211	③ 1.19
手稲区	⑦ 141,894	7.2	② 12.4	⑨ 60.2	③ 27.4	③ 12.3	⑥ 603	⑧△ 561	⑤ 1,164	④ 1.19

イ 人口は北区を首位として、以下、東区・中央区と続くが、年少人口割合では、清田区を首位として、手稲区・東区と続く。合計特殊出生率は、白石区・東区・西区の順となっている。

3 本市施策の概要

(1) 新・さっぽろ子ども未来プラン（平成27年度～平成31年度）

ア 位置づけと施策体系

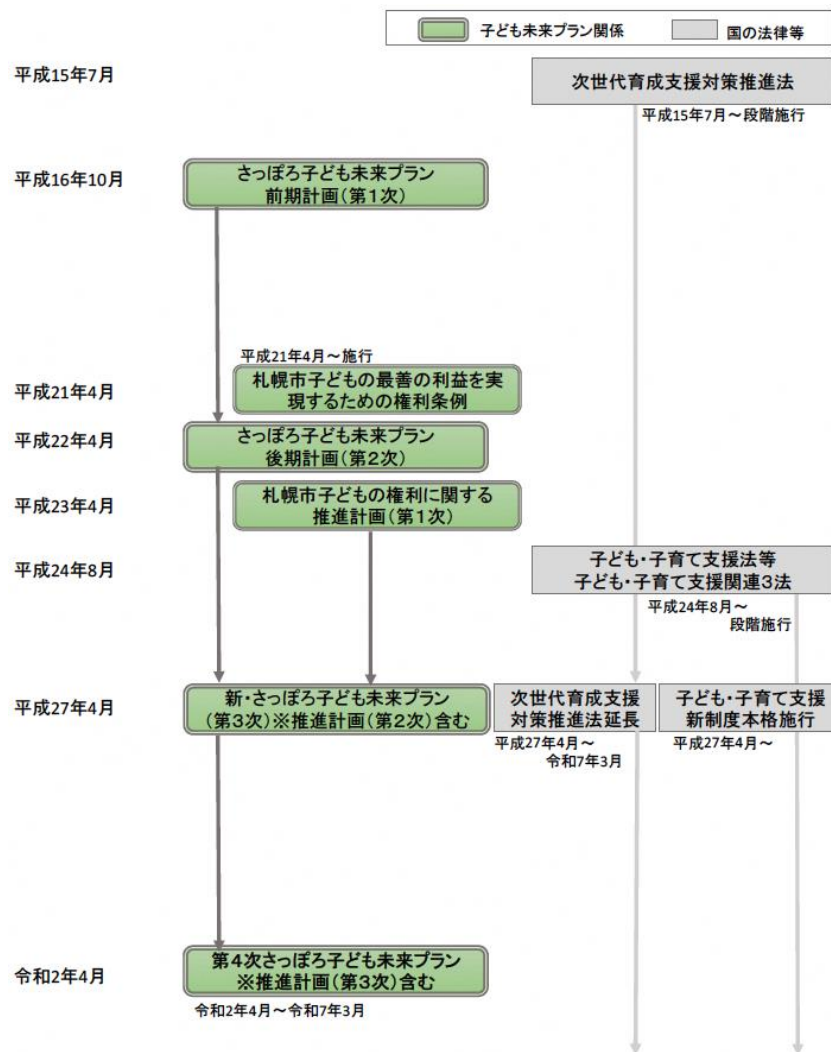
(ア)「新・さっぽろ子ども未来プラン」（以下「子ども未来プラン」）は、施策的には、札幌市のまちづくりに関する最上位の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」

ン」(平成25年度～平成34年度)²⁴に基づいて策定された子ども施策分野の個別計画であり、「戦略ビジョン」の基本理念である「札幌の未来をつなぐ子どもたちのために」を実現するためのものとして位置づけられている²⁵。

(イ) 法令上は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例46条1項に基づく「子どもの権利に関する推進計画」及び子ども・子育て支援法61条1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画を含み、また次世代育成支援対策推進法8条1項に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法9条2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、児童福祉法56条の4の2第1項に基づく

²⁴ 札幌市まちづくり戦略ビジョン(平成25年度～平成34年度)：札幌市自治基本条例17条に基づき、従前の札幌市基本構想、第4次札幌市長期総合計画に代わってまちづくりの基本的指針を定めるものであり、本市において最上位の総合計画として位置づけられる。

²⁵ さっぽろ子ども未来プラン(札幌市次世代育成支援対策推進行動計画)：第1次さっぽろ子ども未来プラン(平成16年10月)は、その前年である平成15年7月から段階施行された次世代育成支援対策推進法に基づき、次代の社会を担う子どもを育成するために策定された。その後の経過は、下図のとおりであり、現在は、第4次さっぽろ子ども未来プラン(令和2年4月～令和7年3月)の策定作業中である。



「市町村整備計画（保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画）」をも含むものとなっている。

(ウ) 子ども未来プランは、4つの基本目標、すなわち「子どもの権利を大切にす環境の充実」、「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」、「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」、「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」を掲げ、それぞれにつき基本施策と具体的な事業が展開される施策体系となっている。

(エ) ここにおいては、本市総務局、市民まちづくり局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、経済局、都市局及び教育委員会が、それぞれ担当部局として関わる。その具体的な事業及び担当部は、以下のとおりである（本監査の対象部局に関する事業は、網掛け表示している）。

基本目標	基本施策	番号	事業・取組名	事業名	関連施策	担当部
基本目標1： 子どもの権利を大切にす環境の充実	基本施策1： 子どもの権利を大切にす意識の向上	1	他都市との連携・情報発信	子どもの権利推進事業		子) 子ども育成部
		2	出前講座・出前授業の充実	子どもの権利推進事業	1-2 1-4	子) 子ども育成部
		3	「さっぽろ子どもの権利の日」事業	子どもの権利推進事業		子) 子ども育成部
		4	他団体との連携による広報・普及活動の実施	子どもの権利推進事業		子) 子ども育成部
		5	子どもの権利普及啓発員制度の検討	子どもの権利推進事業		子) 子ども育成部
		6	特別な教育的支援を要する子どもに対する理解促進の充実	子どもの権利推進事業		子) 子ども育成部 教) 学校教育部
		7	小中学生向けパンフレットの活用	子どもの権利推進事業	1-2 1-4	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
		8	民族・人権教育の推進	人権教育推進事業	1-4	教) 学校教育部
		9	子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	学校教育指導事業	1-2	教) 学校教育部
		10	子どもの権利に関する教員研修	学校教育指導事業		教) 学校教育部
	基本施策2： 子どもの意見表明・参加の促進	11	子どもレポーターの設置	子どもの権利推進事業	1-1	子) 子ども育成部
		12	子どもからの提案意見募集ハガキ	子どもの権利推進事業		子) 子ども育成部
		13	市政への子どもの意見の反映	子どもの権利推進事業		子) 子ども育成部
		14	子ども議会の実施	子どもの権利推進事業		子) 子ども育成部
		15	子ども向け情報提供の充実	子どもの権利推進事業		子) 子ども育成部

基本施策3： 子どもを受け止 め、育む環境づ くり	16	わたしたちの児童会館づくり事業	児童会館運営管理、ミニ児童 会館運営管理	1-3	子) 子ども育成部
	17	「子ども運営委員会」の拡充	子どもの権利推進事業	1-3	子) 子ども育成部
	18	地域への子どもの参加の支援	子どもの権利推進事業		子) 子ども育成部
	19	子どもまちセンター日所長	次世代の活動の担い手育成事 業		市) 市民自治推進 室
	20	元気なまちづくり支援事業（未来へ つなぐ笑顔のまちづくり活動推進事 業）	子どものまちづくりへの参加 促進事業		市) 市民自治推進 室
	21	「ふるさと札幌」を学ぶ機会の充実	学校教育指導事業		教) 学校教育部
	22	啓発活動の充実	子どもの権利推進事業	1-1	子) 子ども育成部
	23	子どもの学習支援事業	札幌まなびのサポート事業		保) 総務部
	24	悩みやいじめに関するアンケート調 査の実施	学校教育指導事業	1-4	教) 学校教育部
	25	スクールカウンセラーの活用	スクールカウンセラー配置事 業	1-4	教) 学校教育部
	26	スクールソーシャルワーカーの活用	スクールソーシャルワーカー 活用事業	1-4	教) 学校教育部
	27	学校教育相談体制の充実	教育センター運営管理事業	1-4	教) 学校教育部
	28	学校ネットトラブル等対策	学校教育指導事業	1-4	教) 学校教育部
	29	心のサポーターの配置	相談支援パートナー事業		教) 学校教育部
	30	教育支援センター機能の充実	不登校対策事業		教) 学校教育部
	31	不登校児等グループ指導事業	不登校児等グループ指導事業		子) 児童相談所
	32	青少年育成委員会事業	少年健全育成推進費	3-3	子) 子ども育成部
	33	少年育成指導員による指導・相談	少年育成指導員費	3-3	子) 子ども育成部
	34	少年団体交流事業	少年団体活動促進事業		子) 子ども育成部
	35	少年団体活動補助事業	少年団体活動促進事業		子) 子ども育成部
	36	少年リーダー養成研修	少年団体活動促進事業		子) 子ども育成部
	37		仮称) 子ども貧困対策計画策 定		子) 子ども育成部
	38		子どもの学びの環境づくり事 業	3-4	子) 子ども育成部
	39		いじめ対策自殺予防事業	1-4	教) 学校教育部
	40		子どものくらし支援コーデ ィネット事業		子) 子ども育成部

		41	子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター）	子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター）	1-3	子) 子どもの権利救済事務局
		42	児童福祉相談・支援体制の強化	児童相談体制の強化		子) 児童相談所
		43	オレンジリボン地域協力員制度の拡充	オレンジリボン地域協力員事業		子) 児童相談所
		44	子ども安心ホットラインの運営	子ども安心ネットワーク強化事業 -189（いちはやく）対応-		子) 児童相談所
		45	児童虐待早期発見・早期対応事業	児童虐待防止対策支援事業		子) 児童相談所
		46	夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査	児童虐待防止対策支援事業		子) 児童相談所
		47	要保護児童対策地域協議会	児童相談体制の強化		子) 児童相談所
		48	一時保護所の定員拡充・環境改善	一時保護所改修事業		子) 児童相談所
		49	多文化共生推進事業	多文化共生推進事業		総) 国際部
		50	福祉読本の発行	福祉読本の発行		保) 障がい保健福祉部
		51	育児不安保護者支援事業（コモンセンス・ペアレンティング）	育児不安保護者支援事業（コモンセンス・ペアレンティング）		子) 児童相談所
		52		母子緊急一時保護事業		子) 子育て支援部
		53		養育支援員派遣事業		子) 児童相談所
基本目標 2 : 安心して子どもを産み育てられる環境の充実	基本施策 1 : 働きながら子育てしやすい環境の充実	54	認可保育所・認定こども園の整備	私立保育所設備費等補助事業 認定こども園整備費補助事業		子) 子育て支援部
		55	小規模保育事業	小規模保育改修補助金の拡充		子) 子育て支援部
		56	家庭的保育事業（保育ママ）	家庭的保育事業（保育ママ）		子) 子育て支援部
		57	延長保育事業	時間外保育事業		子) 子育て支援部
		58	休日保育事業	休日保育事業		子) 子育て支援部
		59	夜間保育事業	夜間保育事業		子) 子育て支援部
		60	放課後児童クラブの質の向上	児童会館運営管理、ミニ児童会館運営管理、民間児童育成会への支援事業		子) 子ども育成部
		61	ワーク・ライフ・バランス推進事業	仕事と暮らしのライフプラン支援事業	1-3	子) 子ども育成部
62	仕事と家庭の両立を促進するための啓発	仕事と家庭の両立を促進するための啓発		市) 男女共同参画室		

	63	女性社員の活躍応援事業	女性社員の活躍応援事業		(経) 雇用促進部
	64		子育てママ再就職支援事業		(経) 雇用促進部
	65		市立幼稚園預かり保育事業	2-3	教) 学校教育部
	66		男女が共に活躍できる職場づくり応援事業		市) 男女共同参画室
	67		さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業		市) 男女共同参画室
基本施策2 : 親子の健康を支える相談・支援の充実	68	妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査		(保) 保健所
	69	妊婦支援相談事業	妊婦支援相談事業	1-3 1-4	(保) 保健所
	70	不妊治療支援事業	不妊治療支援事業		(保) 保健所
	71	産婦人科救急医療運営事業	産婦人科救急コーディネーター事業		(保) 保健所
	72	母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	1-3 1-4	(保) 保健所
	73	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業(養育支援訪問事業)	児童虐待発生子防・育児支援強化事業	1-4	(保) 保健所
	74	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査	4-2	(保) 保健所
	75	母子関連マス・スクリーニング事業	乳幼児マス・スクリーニング 神経芽腫マス・スクリーニング 胆道閉鎖症スクリーニング 妊婦甲状腺機能スクリーニング		(保) 衛生研究所
	76	休日救急当番運営事業・二次救急医療機関運営事業	土曜午後・休日・二次救急医療機関制度運営事業		(保) 保健所
	77	子ども医療費助成	子ども医療費助成制度の拡充		(保) 保険医療部
	78	食育の推進事業	食育推進事業		(保) 保健所
	79	「たのしい給食の提供」と「食育の推進」			子) 子育て支援部
	80	食に関する学びの推進	さっぽろ学校給食フードリサイクル事業		教) 生涯学習部
	81	若者の性に関する知識の普及啓発事業	思春期から青年期を対象とした性の知識の普及啓発事業		(保) 保健所
82	思春期ヘルスケア事業	思春期から青年期を対象とした性の知識の普及啓発事業		(保) 保健所	

	83	思春期精神保健ネットワーク事業	思春期精神保健ネットワーク事業		(保) 障がい保健福祉部
	84		妊娠・出産包括支援事業	1-3 1-4	(保) 保健所
	85		新米パパ・ママへの育児支援事業		(保) 保健所
基本施策3 : 子育て家庭に対する相談・支援の充実	86	子育て支援総合センター事業	子育て支援総合センター運営事業	1-3	(子) 子育て支援部
	87	区保育・子育て支援センター(ちあふる)整備事業	区保育・子育て支援センター整備事業		(子) 子育て支援部
	88	地域での子育てサロン	地域子育て支援拠点事業 地域子育て支援事業		(子) 子育て支援部
	89	利用者支援事業	子育てサービス等利用者支援事業		(子) 子育て支援部
	90	児童家庭支援センター運営費補助事業	子ども安心ネットワーク強化事業 -189(いちはやく)対応-	1-4	(子) 児童相談所
	91	サポートファイルさっぽろ	サポートファイルさっぽろ		(保) 障がい保健福祉部
	92	病後児デイサービス事業	病後児デイサービス事業	2-1	(子) 子育て支援部
	93	さっぽろ子育てサポートセンター事業	子育て援助活動支援事業	2-1	(子) 子育て支援部
	94	札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業	子育て援助活動支援事業	2-1	(子) 子育て支援部
	95	一時預かり事業	一時預かり事業		(子) 子育て支援部
	96	さっぽろ親子絵本ふれあい事業	さっぽろ親子絵本ふれあい事業		(子) 子育て支援部
	97	家庭教育学級の推進	家庭教育事業	1-1	教) 生涯学習部
	98	親育ち応援団の充実	家庭教育事業	1-3 3-2	教) 生涯学習部
	99	幼児期の学校教育の保護者等への啓発・支援の推進	幼児教育センター関係事業		教) 学校教育部
100	子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減			(子) 子育て支援部	
101	私学助成	私立幼稚園等補助事業 私立幼稚園就園奨励費補助金		(子) 子育て支援部 (子) 子ども育成部	

		事業 私立学校教材教具等整備費補 助事業（小中高）		
102	奨学金	札幌市奨学金支給事業		教) 学校教育部
103	就学援助	就学援助事業		教) 学校教育部
104	助産施設	助産施設運営費、助産施設・ 母子生活支援施設運営費等補 助事業		子) 子育て支援部
105		親子で学ぶ消費者教育推進事 業		市) 市民生活部
106		特別奨学金支給事業		子) 子育て支援部
107		子育て情報提供強化事業		子) 子育て支援部
108		都市部常設キッズサロン整備 事業		子) 子育て支援部
109		3歳未満児の第2子以降の保 育料無料化事業		子) 子育て支援部
110		生活保護世帯への実費徴収額 補助事業		子) 子育て支援部
111		保育ニーズコーディネート事 業	2-1	子) 子育て支援部
112		札幌市高等学校等生徒通学交 通費助成事業		教) 学校教育部
113		義務教育児童生徒遠距離通学 定期料金助成金事業		教) 学校教育部
基本施策4： 子どもと子育て 家庭が暮らしや すい環境の充実	114	犯罪のない安全で安心なまちづくり 推進事業	1-3	市) 地域振興部
	115	登下校時の見守り活動等の推進		教) 生涯学習部
	116	学校における安全教育の充実		教) 学校教育部
	117	子育て支援住宅の建設（市営住宅東 雁来団地）		都) 市街地整備部
	118	公的住宅の供給		都) 市街地整備部
	119		安全・安心な道路環境の整備 事業	
120		若年層世帯向け住宅の募集		都) 市街地整備部

		121		安全で安心な公共空間整備促進事業		市) 地域振興部
基本目標 3 : 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実	基本施策 1 : 幼児期の学校教育・保育の質の向上	122	教育・保育の質の向上	保育センター委託事業、私立保育所等補助事業等		子) 子育て支援部 教) 学校教育部
		123	認可外保育施設立入調査(巡回指導)			子) 子育て支援部
		124	市立幼稚園研究実践の推進と発信	幼児教育センター関係事業		教) 学校教育部
		125	幼児教育センターと市立幼稚園におけるセンター機能の充実	幼児教育センター関係事業		教) 学校教育部
		126	幼保小連携の推進	幼児教育センター関係事業		教) 学校教育部 子) 子育て支援部
		127		家庭的保育等研修事業		子) 子育て支援部
		128		私立保育所等補助事業		子) 子育て支援部
		129		私立幼稚園施設整備費貸付事業		子) 子育て支援部
		130		保育士等支援事業		子) 子育て支援部
		131		札幌市保育士修学資金等貸付事業		子) 子育て支援部
		基本施策 2 : 充実した学校教育等の推進	132	「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進	「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進事業	
	133		市立札幌開成中等教育学校における課題探究的な学習モデル研究の推進	課題探究的な学習モデル研究事業		教) 学校教育部
	134		体力向上の推進	「さっぽろっ子『健やかな身体』の育成プラン」の推進事業 / 中学校運動部活動における外部人材の活用		教) 学校教育部
	135		進路探究学習の充実	進路探究学習オリエンテーリング事業		教) 学校教育部
	136		札幌らしい特色のある学校教育の推進	札幌らしい特色ある学校教育事業	1-2	教) 学校教育部
	137		外国語指導助手 (ALT) の活用の推進	国際理解教育推進事業 (外国語指導助手配置)		教) 学校教育部
	138		情報教育の充実	学校教育指導事業		教) 学校教育部
	139		サッポロサタデースクール事業の実施	サッポロサタデースクール事業		教) 生涯学習部

		140		さっぽろっ子ウインタースポーツパワーアップ事業	1-2	ス) スポーツ部
		141		教育の情報化推進事業		教) 生涯学習部
		142		青少年科学館を活用した理科教育推進事業		教) 生涯学習部
		143		読書チャレンジ・図書資源ネットワーク事業		教) 生涯学習部
		144		帰国・外国人児童生徒支援事業		教) 学校教育部
		145		算数にe-ゴープロジェクト事業		教) 学校教育部
		146		小学校における英語専門教師配置事業		教) 学校教育部
		147		オリンピック・パラリンピック教育推進事業		教) 学校教育部
		148		学校図書館司書配置事業		教) 学校教育部
		149		小中連携・一貫教育推進事業		教) 学校教育部
		150		スーパーグローバルハイスクール研究開発事業		教) 学校教育部
		151		スーパーサイエンスハイスクール研究開発事業		教) 学校教育部
		152		子どもの読書活動サポート事業		教) 学校教育部
		153		札幌市観察実験アシスタント配置事業		教) 学校教育部
		154		高校改革支援事業	3-4	教) 学校教育部
基本施策3 : 子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実	155	公園・緑地等の整備		地域に応じた身近な公園整備事業		建) みどりの推進部
	156	地域と創る公園再整備事業		地域と創る公園機能再編・再整備事業		建) みどりの推進部
	157	安全・安心な公園再整備事業		安全・安心な公園再整備事業		建) みどりの推進部
	158	児童会館・ミニ児童会館事業		新型児童会館整備事業 放課後子ども館及び放課後子ども教室運営事業	1-3 2-1	子) 子ども育成部

		児童会館運営管理 ミニ児童会館運営管理		
159	新型児童会館整備事業	新型児童会館整備事業	2-1	子) 子ども育成部 教) 生涯学習部 市) 地域振興部
160	放課後児童クラブの過密化の解消	放課後児童クラブの過密化解消事業	2-1	子) 子ども育成部 教) 生涯学習部
161	民間児童育成会への支援	民間児童育成会への支援事業	1-3 2-1	子) 子ども育成部
162	児童会館における中・高校生の利用促進	児童会館運営管理	1-3	子) 子ども育成部
163	児童会館の地域交流の推進	児童会館の地域多世代交流機能の拡充 札幌緑小学校区多世代交流施設整備事業 児童会館運営管理		子) 子ども育成部
164	「子どもの体験活動の場」事業	子どもの体験活動の場支援事業	1-2	子) 子ども育成部
165	プレーパーク推進事業	プレーパーク推進事業	1-2	子) 子ども育成部
166	小・中・高校生等の育児体験支援		1-2	子) 子育て支援部
167	心豊かな青少年を育む札幌市民運動	少年健全育成推進費		子) 子ども育成部
168		さっぽろっこ読書プラン策定		教) 中央図書館
169		読書チャレンジ・子どもの読書活動推進事業		教) 中央図書館
170		子どもの美術体験事業	1-2	市) 文化部
171		Kitara ファースト・コンサート事業	1-2	市) 文化部
172		子どものミュージカル鑑賞事業	1-2	市) 文化部
173		博物館活動センター事業	1-2	市) 文化部
174		学校 DE カルチャー	1-2	市) 文化部
175		運動部活動アスリート派遣事業	1-2	ス) スポーツ部
176		さっぽろっ子ウィンタースポーツ料金助成事業	1-2 2-3	ス) スポーツ部

		177		(仮称) ウィンタースポーツ 塾事業	1-2	ス) スポーツ部
		178		国際親善ジュニアスポーツ姉 妹都市交流事業	1-2	ス) スポーツ部
		179		ものづくり人材育成・デザイ ン活用型製品開発支援事業	1-2	経) 産業振興部
		180		国際ビジネス人材育成事業	1-2	経) 産業振興部
		181		少年国際交流事業	1-2	子) 子ども育成部
		182		冬みち地域連携事業	1-2	建) 土木部
		183		野外教育事業	1-2	教) 生涯学習部
		184		札幌版リンクアップ事業	1-2	教) 学校教育部
		185		青少年向けパレエ鑑賞事業	1-2	市) 文化部
	基本施策 4 : 社会的自立が困 難な若者への支 援体制の充実	186	中学校卒業等進路支援事業	中学校卒業等進路支援事業		子) 子ども育成部
		187	市立札幌大通高等学校の支援	高校改革支援事業		教) 学校教育部
		188	困難を有する若者への相談支援及び 支援機関ネットワークの充実	ひきこもり対策推進事業		子) 子ども育成部
		189	社会体験機会創出事業	社会体験機会創出事業		子) 子ども育成部
基本目標 4 : 配慮を要する子 どもと家庭を支 える環境の充実	基本施策 1 : 社会的養護の取 組の充実	190	家庭的な養育環境の整備	社会的養護体制整備事業		子) 児童相談所
		191	子育て短期支援事業（ショートステ イ）の実施	子育て短期支援事業		子) 児童相談所
		192	児童養護施設等基幹的職員研修会の 実施	児童養護施設職員研修事業	1-3	子) 児童相談所
		193	児童自立生活援助事業（自立援助ホ ーム）	自立援助ホーム事業		子) 児童相談所
		194	施設に入所している子への学習・就 労支援	スタディメイト派遣事業 就労支援コーディネーター派 遣事業		子) 児童相談所
		195	情緒障害児短期治療施設の開設	情緒障害児短期治療施設の開 設		保) 子ども発達支 援総合センター
		196		児童養護施設等入所児童への 大学進学等奨励給付事業		子) 児童相談所
		197		児童福祉施設措置費支給事業		子) 児童相談所
		198		里親制度促進事業		子) 児童相談所
		199		社会的養護自立支援事業		子) 児童相談所
		200	乳幼児精神発達相談	乳幼児精神発達相談		保) 保健所

基本施策 2 : 障がいのある子ども・発達が気になる子どもへの支援の充実	201	療育支援事業（さっぼ・こども広場）	療育支援事業		子) 児童相談所
	202	障がい児医療訓練事業	障がい児医療訓練事業		保) 子ども発達支援総合センター
	203	幼児教育センターと研究実践園の教育相談の充実	早期からの教育相談・支援体制の拡充		教) 学校教育部
	204	子ども発達支援総合センターの開設	子ども発達支援総合センターの開設		保) 障がい保健福祉部 保) 子ども発達支援総合センター
	205	児童発達支援・放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス		保) 障がい保健福祉部
	206	医療型児童発達支援事業	医療型児童発達支援		保) 障がい保健福祉部
	207	保育所等訪問支援	保育所等訪問支援		保) 障がい保健福祉部
	208	障害児相談支援	障害児相談支援給付費		保) 障がい保健福祉部
	209	自閉症・発達障害支援センター事業	自閉症・発達障害支援センター事業		保) 障がい保健福祉部
	210	障がいのある子どもへの移動支援	移動支援		保) 障がい保健福祉部
	211	地域ぬくもりサポート事業	地域ぬくもりサポート事業の拡充		保) 障がい保健福祉部
	212	障がい児保育事業（障がい児保育巡回指導含む）	障がい児巡回指導事業		子) 子育て支援部
	213	幼稚園訪問支援等を通じた私立幼稚園における特別支援教育の推進	幼児教育センター関係事業		教) 学校教育部
	214	支援をつなぐ幼保小連携の推進	幼児教育センター関係事業		教) 学校教育部 子) 子育て支援部
	215	校内における子どもの支援体制の充実	学びのサポーター活用事業		教) 学校教育部
	216	個別の教育支援計画作成による支援の推進	特別支援教育事業		教) 学校教育部
	217	特別支援学級の整備・拡充	特別支援学級整備事業		教) 学校教育部

	218	障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進	特別支援教育事業		教) 学校教育部
	219	市南部への高等支援学校の整備	札幌みなみの杜高等支援学校における就労支援体制の拡充		教) 学校教育部
	220	教育相談の充実	特別支援教育地域相談事業	1-3	教) 学校教育部
	221	児童会館等における障がい児の受入	児童会館運営管理、ミニ児童会館運営管理		子) 子ども育成部
	222		重症心身障がい児者受入促進事業		保) 障がい保健福祉部
	223		重症心身障がい児者地域生活支援事業		保) 障がい保健福祉部
	224		発達医療センター改修事業		保) 障がい保健福祉部
	225		重度障がい児者等日常生活用具給付事業の給付費目の拡充	2-3	保) 障がい保健福祉部
	226		子どもの補聴器購入費等助成事業	2-3	保) 障がい保健福祉部
	227		子どものこころの診療体制整備事業		保) 障がい保健福祉部
	228		さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業		保) 障がい保健福祉部
	229		児童発達支援センター利用者負担減免事業		子) 児童相談所
	230		特別支援教育推進事業		教) 学校教育部
	231		市立特別支援学校の教育内容等の拡充	3-2	教) 学校教育部
	232		居宅訪問型児童発達支援		保) 障がい保健福祉部
基本施策3 : ひとり親家庭への支援の充実	233	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等日常生活支援事業		子) 子育て支援部
	234	母子生活支援施設	母子生活支援施設運営費		子) 子育て支援部
	235	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業		子) 子育て支援部
	236	ひとり親家庭等就業支援センター事業	ひとり親家庭支援センター等運営事業		子) 子育て支援部
	237	ひとり親家庭就業機会創出事業	ひとり親家庭就業機会創出事業		子) 子育て支援部

238	母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子) 子育て支援部
239	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成	保) 保険医療部
240	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	子) 子育て支援部
241		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金	子) 子育て支援部
242		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	子) 子育て支援部
243		母子生活支援施設改築費補助事業	子) 子育て支援部
244		ひとり親家庭の目線に立った広報の展開	子) 子育て支援部

(2) 決算の推移（平成 28 年度～令和元年度²⁶⁾

ア 保健福祉局関係

保健福祉局（全体）、障がい保健福祉部単位では、漸増傾向にあるが、子ども発達支援総合センター単位では年度により上下し、保健所全体では漸増しているが、母子保健対策単体では減少傾向にある。

	平成 28 年度	前年 度比	平成 29 年度	前年 度比	平成 30 年度	前年 度比	令和元年度	前年 度比
保健福祉局（全体）	317,287,790	104.63	311,018,910	98.02	317,437,005	102.06	328,524,770	103.49
障がい保健福祉部	72,758,067	106.45	78,276,646	107.58	82,429,122	105.30	88,089,119	106.87
子ども発達支援総合センター運営費	447,946	70.68	498,695	111.33	489,118	98.08	484,753	99.11
児童心理治療センター運営費	29,491	100.94	25,172	85.35	28,584	113.55	34,560	120.91
自閉症児支援センター運営費	19,109	99.74	22,217	116.26	24,495	110.25	27,269	111.32
保健所	12,903,670	112.42	12,503,999	96.90	16,364,177	130.87	17,687,511	108.09
母子保健対策費	2,456,487	105.99	2,481,398	101.01	2,444,461	98.51	2,037,413	83.35

²⁶⁾ 令和元年度については予算値である。

イ 子ども未来局関係

	平成 28 年度	前年 度比	平成 29 年度	前年 度比	平成 30 年度	前年 度比	令和元年度	前年 度比
--	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-------	----------

(一般会計)

子ども未来局 (全体)	96,094,128	107.64	98,252,157	102.25	103,983,097	105.83	117,913,103	113.40
子ども育成部	6,009,614	90.04	6,371,684	106.02	6,867,914	107.79	7,478,352	108.89
子育て支援部	85,443,808	110.05	87,254,512	102.12	92,326,711	105.81	105,384,303	114.14
助産施設費	98,444	102.34	98,433	99.99	80,049	81.32	102,262	127.75
母子生活支援施設関係費	307,267	94.56	398,655	129.74	356,825	89.51	298,667	83.70
災害遺児手当支給費	5,884	84.88	5,808	98.71	5,144	88.57	4,508	87.64
助産施設・母子生活支援施設運営費等補助金	13,154	124.95	5,727	43.54	5,735	100.14	7,400	129.03
児童福祉事業費	521,969	148.96	282,020	54.03	333,358	118.20	387,599	116.27
災害遺児基金造成費	1,667	64.04	74,737	4483.32	8,034	10.75	3,000	37.34
特別奨学金支給費	14,831	95.34	13,473	90.84	14,276	105.96	15,000	105.07
特別奨学金造成費	329	18.91	4,070	1237.08	383	9.41	1,000	261.10
児童手当支給費	26,751,332	99.56	26,519,073	99.13	26,237,856	98.94	26,222,347	99.94
児童扶養手当支給費	9,749,542	99.28	9,717,874	99.68	9,467,582	97.42	11,885,567	125.54
公立施設運営費	1,204,399	97.59	1,221,118	101.39	1,201,695	98.41	1,392,913	115.91
施設型給付費	34,253,546	112.71	37,630,304	109.86	40,784,712	108.38	46,293,753	113.51
私立施設補助金	4,976,647	98.67	4,794,102	96.33	4,463,500	93.10	5,263,492	117.92
私立幼稚園施設整備費貸付金	0	-	0	-	0	-	0	-
施設運営総務費	1,939,245	1916.48	125,914	6.49	164,042	130.28	254,241	154.99
施設整備費	2,300,479	221.12	2,328,265	101.21	4,241,334	182.17	5,725,300	134.99
地域型保育給付費	2,228,391	161.46	2,845,724	127.70	3,714,445	130.53	4,666,954	125.64
地域子ども・子育て支援事業費	1,076,675	112.92	1,189,208	110.45	1,217,358	102.37	2,820,300	231.67
児童相談所	4,640,705	93.66	4,625,960	99.68	4,788,471	103.51	5,050,448	105.47
児童相談所運営管理費	854,534	63.38	596,892	69.85	672,276	112.63	729,619	108.53
児童福祉施設措置費	3,346,805	104.96	3,590,634	107.29	3,684,940	102.63	3,890,480	105.58
児童福祉施設給付費	439,365	105.07	438,432	99.79	431,253	98.36	430,349	99.79

(特別会計)

子育て支援部								
母子父子寡婦福祉資金貸付	95,234	86.07	65,335	68.60	54,844	83.94	156,000	284.44
会計								

ウ 教育委員会関係

	平成 28 年度	前年 度比	平成 29 年度	前年 度比	平成 30 年度	前年 度比	令和元年度	前年 度比
教育委員会事務局	42,331,815	112.99	43,135,905	101.90	44,117,227	102.27	46,002,145	104.27
生涯学習部	34,950,094	112.07	35,476,476	101.51	36,490,685	102.86	38,017,770	104.18
幼稚園管理費	53,010	87.57	51,836	97.79	53,137	102.51	91,900	172.95
幼稚園教材等購入費	2,644	86.46	3,003	113.58	3,221	107.26	5,000	155.23
学校教育部	5,325,523	102.20	6,018,378	113.01	6,412,694	106.55	6,954,165	108.44
教育センター運営管理費	161,754	106.68	168,754	104.33	168,025	99.57	183,914	109.46
幼児教育センター関係費	57,566	103.52	50,884	88.39	50,379	99.01	61,100	121.28

4 監査対象事業を担当する本市の各部局と所管事業の概要

- (1) 本庁保健福祉局保健所（母子保健担当）、障がい保健福祉部子ども発達支援総合センター（児童心理治療センター、自閉症児支援センター）

ア 保健所（母子保健担当）

保健福祉局の本市保健所は、本市中央区大通西 19 丁目に本所を有する。健康企画課、医療政策課、感染症総合対策課、食の安全推進課、衛生担当課、生活環境課、施設課、環境衛生課、動物管理センターにより構成される。母子保健施策は、健康企画課母子保健担当課長の所管となっている。各所管事項は、以下のとおりである。

保健所	健康企画課	母子保健担当課長	母子保健係の事務の総括調整に関する事 / その他特命事項に関する事	
			母子保健係	母子保健に関する総括調整 / 不妊治療等支援事業に関する総括調整 / 児童虐待の発生予防に関する事 / 母子保健情報システムの総括に関する事 / 母子保健統計の総括に関する事 / 妊婦一般健康診査の総括に関する事 / 育成医療・養育医療の統括に関する事 / 受動喫煙対策に関する事 / 各種厚生（保健）統計（人口動態統計調査も含む）に関する事 / 衛生年報の作成に関する事

イ 障がい保健福祉部子ども発達支援総合センター（児童心理治療センター、自閉症児支援センター）

障がい保健福祉部子ども発達支援総合センター（愛称「ちくたく」）²⁷は、本市豊平区平岸に拠点を置く施設である。子どもの心身の発達、情緒面・行動面の問題に対し、医療と福祉の一元的な支援を行うため、児童精神科・肢体不自由児などを対象にした小児科・整形外科を持つ医療部門に加え、児童心理治療施設、福祉型障害児入所施設の入所部門、就学前の子どものための通所部門として児童発達支援センター（医療型・福祉型）といった複数の施設が複合したセンターとなっている。

本監査では、このうち児童相談所との関連を持つ児童心理治療センター（情緒障害児短期治療施設、愛称「こころぼ」）²⁸と自閉症児支援センター（福祉型障害児入所施設、愛称「さぼこ」）²⁹の各事業を監査対象とした。

障がい保健福祉部	子ども発達支援総合センター	児童心理治療課	心理治療係	児童心理治療課の運営に関する事 / 施設入所児童への生活支援、心理治療に関する事 / 施設通所児童への心理治療に関する事 / 施設入所及び通所児童の家族支援に関する事 / 社会的養護に関係する専門的知識、技術の普及啓発に関する事 / 関係機関との連携に関する事
			生活支援担当係長	施設入所児童の生活支援及び庶務管理に関する事
		自閉症児支援課	発達支援係	
			主査（支援）	福祉型障害児入所施設の運営に関する事 / 施設入所児童の療育等に関する事 / 施設入所児童の家族支援に関する事 / 施設入所児童の心理治療及び福祉相談に関する事 / 自閉症児支援に関する専門的知識、技術の普及啓発に関する事 / 関係機関との連携に関する事
		生活支援担当係長	施設入所児童の生活支援及び庶務管理に関する事	

(2) 本庁子ども未来局子育て支援部、支援制度担当部

子ども未来局は、子どもに関する施策を執行する中核的な部局であり、本市中央区大通バスセンタービル他に所在する。子ども育成部、子育て支援部、児童相談所（中央区北

²⁷ <http://www.city.sapporo.jp/kenko/iryo/chikutaku/index.html>

²⁸ http://www.city.sapporo.jp/kenko/iryo/chikutaku/chikutaku_kokorapo_top.html

²⁹ http://www.city.sapporo.jp/kenko/iryo/chikutaku/chikutaku_sapoco_top.html

7条西26丁目)、子どもの権利救済事務局から構成される。本監査では、子育て・保育事業を所管する子育て支援部と支援制度担当部、児童相談所(後記)を監査対象とした。

子育て支援部	子育て支援課	事務係	部の庶務・予算に関する事 / 部の人事・労務管理に関する事 / 部の経理に関する事 / 部の臨時職員及び非常勤職員の任用事務に関する事 / 市立保育所等の維持管理、施設運営、物品購入等に関する事(他係所管に係るものを除く) / 市立保育所入所児童に係る災害給付金等に関する事 / 部所管の公有財産の管理に関する事 / 部内他課係等の主管に属しないこと
		主査(調整)	部内の公務災害に関する事 / 衛生委員会に関する事 / その他特命事項に関する事
		子育て家庭係	母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る総括調整に関する事 / 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画に関する事 / 母子及び父子福祉団体との連絡調整に関する事 / ひとり親家庭支援センターに関する事 / ひとり親家庭等日常生活支援事業に関する事 / ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業に関する事 / ひとり親家庭就業機会創出事業に関する事 / ひとり親家庭等自立支援給付金事業に関する事 / 母子父子寡婦福祉資金事務の総括調整及び母子父子寡婦福祉資金貸付会計の経理に関する事 / 母子・婦人相談の総括調整に関する事 / 母子生活支援施設及び助産施設の入所事務の総括調整に関する事 / 母子生活支援施設及び助産施設の運営指導(施設運営)に関する事 / 母子生活支援施設及び助産施設の事務費等保護単価の設定及び運営費の支弁に関する事 / 母子生活支援施設及び助産施設に対する各種補助金の交付に関する事 / 母子生活支援施設及び助産施設の整備に関する事 / 母子生活支援施設及び助産施設の設置認可並びに廃止及び休止の承認に関する事 / しらぎく荘に係る指定管理者制度に関する事 / 区保健福祉部に対する事務指導監査(母子父子寡婦福祉法関係及び母子生活支援施設及び助産施設入所事務関係)に関する事 / 区保健福祉部職員等に対する研修(母子父子寡婦福祉法関係及び母子生活支援施設及び助産施設事務等)に関する事 / 母子生活支援施設及び助産施設入所者徴収金の改定及び収納対策に関する事 / 特別奨学金事務の総括調整に関する事

	手当給付係	児童扶養手当の認定及び支給に関すること / 児童手当支給事務に係る総括調整に関すること / 災害遺児手当及び災害遺児入学等支度資金支給事務に係る総括調整に関すること
子育て支援課子育て支援推進担当課長	子育て支援推進担当係長及び調整担当係長所管事務の総括調整に関すること	
	子育て支援推進担当係長	地域子育て支援事業に係る事務の総括調整に関すること（子育て支援係の所管に係るものを除く） / 子ども・子育て支援法に定める地域子育て支援拠点事業の総括調整に関すること / 子ども・子育て支援法に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の総括調整に関すること / 子育て支援センター、区保育・子育て支援センター子育て支援係及び区健康・子ども課子育て支援担当係に関する維持管理及び物品購入等に関すること（事務係所管のものを除く） / 子育て情報提供強化事業に関すること
	調整担当係長	区保育・子育て支援センターの整備計画に関すること / 市立保育所の再編に関すること
子育て支援課指導担当課長	指導担当係長及び栄養指導担当係長所管事務の総括調整に関すること / 市立保育所及び市立認定こども園（教育委員会所管に係るものを除く）職員の人事、労務管理に係る総括調整に関すること	
	指導担当係長（5）	認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設、母子生活支援施設の運営指導（児童処遇）に関すること / 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設に入所する児童の児童処遇等に係る苦情・相談に関すること / 認可保育所、認定こども園、及び地域型保育事業を実施する施設において保育又は教育に従事する者への研修の実施に関すること / 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに地域型保育事業及び認可外保育を実施する施設で発生した事故の報告に関すること / 地域型保育事業を実施する施設の巡回指導に関すること / 市立保育所及び市立認定こども園の保育士等の研修に関すること / 札幌市保育所児童保育要録の送付に関すること / 市立保育所及び市立認定こども園の実習生及び職業体験受入の調整に関すること / 市立保育所及び市立認定こども園の会議等に関すること / 保育所・幼稚園・小学校の連携に関すること / 障がい児保育巡回指導及び認定審査会の庶務に関すること / 障がい児保育巡回指導専

		<p>門員の選任及び委嘱に関すること / 障がい児保育研修会に関すること / 認可外保育施設に対する保育内容の指導及び実態調査・報告等に関すること / 認可外保育施設に従事する者への研修の実施に関すること</p>
	開設準備担当係長	<p>(仮称)厚別区保育・子育て支援センターの開設準備に関すること / 美園保育園の乳児受け入れ準備に関すること</p>
	栄養指導担当係長	<p>認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設の運営指導（給食運営）に関すること / 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設に従事する者の給食運営に係る研修の実施に関すること / 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設の食育、給食、食物アレルギー等の調査・研究に関すること / 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設の給食関係施設整備、給食運営に係る指導、助言に関すること / 市立保育所及び市立認定こども園の食育関係会議等に関すること / 市立保育所及び市立認定こども園の給食従事者等の研修に関すること / 市立保育所及び市立認定こども園の給食業務並びに食育推進に係る連携に関すること / 子育て支援総合センター及び南区保育・子育てセンターの食育推進に係る連携に関すること</p>
子育て支援課子育て支援総合センター担当課長		<p>子育て支援係所管事務の総括調整に関すること</p>
	子育て支援係	<p>子育て支援総合センターの管理運営に関すること / 地域子育て支援事業の総括調整、事業実施要領の作成に関すること / 子育て支援関係機関・団体との連携・調整に関すること / 子育て支援に係る情報の調査及び提供に関すること / 子育て支援事業の普及・啓発に関すること / 子育て支援担当職員等の研修に関すること / 利用者支援事業に関すること / 子育てガイド及び情報誌等の編集発行に関すること / 絵本基金「子ども未来文庫」事業に関すること / さっぽろ市民子育て支援宣言事業に関すること / さっぽろ親子絵本ふれあい事業の調整に関すること</p>
		<p>南子育て支援係所管事務の総括調整に関すること / 南区全域の子育て支援に関すること</p>

子育て支援課南区保育・子育て支援センター担当課長	南子育て支援係	地域子育て支援事業の実施に関する事 / 子育てに係る市内他機関との連携・調整に関する事 (他係所管のものについて除く)
子育て支援課幼保連携担当課長	市立認定こども園の円滑な実施に係る調査研究及び総括調整に関する事	
保育・子育て支援センター(北・東・白石・豊平・西・手稲区)	保育係	児童福祉法に基づく保育を必要とする乳幼児の保育に関する事
	子育て支援係長	地域子育て支援事業の実施に関する事 / 子育てに関する市内他機関との連携・調整に関する事
	保育園(14園)	児童福祉法に基づく保育を必要とする乳幼児の保育に関する事
認定こども園にじいる園長	保育教育係	児童福祉法に基づく保育を必要とする乳幼児の保育に関する事 / 認定こども園法に基づく3歳以上の幼児期の学校教育に関する事 / 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく特別支援教育に関する事 / 研究実践園業務に関する事 / 札幌市立認定こども園にじいろに係る照会及び施設見学に関する事
	子育て支援係	地域子育て支援事業の実施に関する事 / 子育てに関する市内他機関との連携・調整に関する事 / 札幌市認定こども園にじいろに係る照会及び施設見学に関する事
子育て支援部支援制度担当部長	施設運営課、保育推進担当課所管事務の総括調整に関する事	
施設運営課	運営係	担当部内の庶務・予算のとりまとめに関する事(事務係所管のものを除く) / 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営及び施設設備等の基準に関する事 / 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設の運営指導(施設運営)に関する事 / 市立保育所及び市立小規模保育事業に係る指定管理者制度に関する事 / 札幌市保育園医研究会の運営に関する事 / 保育所等(市立保育所を除く)における園医等の選任に係る医師会等との連絡調整に関する事 / 市有地貸付に係る渉外のうち保育所等の運営に関する事 / 保育センターの運営管理に関する事 / 子ども・子育て支援法に定める時間外保育事業の総括調整に関する事 / 子ども・子育て支援法に定める一時預かり事業(特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設が実施するものに限る)の総括調整に関する事 / 子育て支援員の総括調整に関する事

		こと / 子ども・子育て支援新制度システムの保守に関する こと（他係に属するものを除く） / 課内他係の主管に属しない こと
	運営調整担 当係長	病後児デイサービス事業に関すること / 特定教育・保育施設 及び地域型保育事業を実施する施設への市単費補助事業（制 度）に関すること / 私立学校（幼児教育に係る施設に限る） の助成に関すること / 札幌市私立幼稚園連合会との連絡調 整に関すること（他係の所管に係るものを除く） / 子ども・ 子育て支援法に定める実費徴収に係る補足給付事業に関する こと / 札幌市私立保育園連盟等、認可保育所団体、保育連絡 会との連絡調整に関すること
	保育料係	特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額の制 度設計に関すること / 特定教育・保育施設及び地域型保育事 業の利用者負担額の賦課決定に関すること / 市徴収利用者 負担額（保育所保育料及び認定こども園にじいろ）の収納管理 に関すること / 市徴収利用者負担額の滞納者に対する納付 指導、納付相談及び滞納処分に関すること / 私立幼稚園就園 奨励費補助金に関すること
施設運営課保育推進 担当課長	保育推進係、認可担当係長、施設整備担当係長、給付係所管事務の総括調整に 関すること	
	保育推進係	子ども・子育て支援事業計画に係る進捗・管理に関すること / 待機児童対策施策の調整に関すること / 児童福祉施設（私立 保育所）等の中長期計画に関すること / 子ども・子育て支援 法に定める利用者支援事業のうち、保育コーディネーターに 関すること / 幼稚園における一時預かり事業に関すること / 保育士確保事業に関すること / 保育サービスに係る新規 事業の企画調整に関すること / 特定教育・保育施設及び地域 型保育事業を実施する施設の入所事務の総括調整に関するこ と / 子ども・子育て支援法に係る保育の必要性の認定に関 すること / 区保健福祉部に対する事務指導監査（児童福祉法 関係及び特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する 施設の入所事務指導監査）に関すること / 区保健福祉部職員 等に対する研修（児童福祉法現業員等への基礎研修、保育所事 務等）に関すること / 保育推進担当課の他の職員に属さない こと

	認可担当係長	私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の認可基準に関する事 務 / 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の認可事務に関する事 務（整備を要するものを除く） / 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の廃止、休止及び変更の承認等に関する事 務 / 新・さっぽろ子ども未来プラン第5章需給計画（「教育・保育」部分のみ）の進捗管理及び供給確保策の検討に関する事 務 / 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認事務に関する事 務（整備を要するものを除く） / 子ども・子育て会議認可・確認部会の庶務に関する事 務 / 教育・保育施設の認可・認定に係る札幌市意見書の北海道への提出に関する事 務
	施設整備担当係長	私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の整備に関する事 務 / 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の認可・確認事務に関する事 務（整備を要するものに限る） / 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業に係る整備資金の借入及び利子補助に関する事 務 / 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の整備費補助に関する事 務 / 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の整備計画に関する事 務
	給付係	施設型給付費及び地域型保育給付費の交付に関する事 務 / 地域子ども・子育て支援事業費（交付）に関する事 務（他係所管に係るものを除く） / 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設に対する市単費補助（交付）に関する事 務 / 施設型給付及び地域型保育給付の予算編成に関する事 務 / 支弁（給付）要綱の管理に関する事 務

(3) 本庁子ども未来局児童相談所

昭和47年4月本市の政令市への移行に伴って設置が義務付けられた児童福祉法上の施設である（児福15、札幌市児童相談所設置条例）。児童の家庭福祉を担う中核的機関である。

児童相談所	地域連携課	管理係	児童所持物件の受払に関する事 / 公印の管理に関する事 / 業務用車両の運行管理に関する事 / 庁舎等の維持管理及び公有財産の管理に関する事 / 児童相談所業務等に係る統計及び報告に関する事 / 給食の提供並びに栄養相談及び栄養指導に関する事 / 費用徴収額確認書の整理及び保管に関する事 / 児童福祉施設（保育所、母子生活支援施設及び助産施設を除く）及び里親等に対する措置費の支弁に関する事 / 障がい児施設等に対する施設給付費の支弁に関する事 / 被措置児童に係る費用徴収に関する事 / 医療費に係る医師会及び国保連合会との連絡に関する事 / 被措置児童に係る医療費の支弁に関する事 / 児童台帳の整備及び受診券の交付に関する事 / 補装具、移送費、施術費等の児童保護措置費の支弁に関する事 / 被措置児童に係る市単独事業の実施に関する事 / 所内の経理に関する事 / 所内他課係の主管に属しないこと
		運営指導担当係長	児童福祉施設（障がい児施設、保育所、母子生活支援施設、助産施設及び児童厚生施設を除く。次号から第8号までにおいて同じ）の整備計画及び整備に関する事 / 児童福祉施設の設置認可並びに廃止及び休止の承認に関する事 / 児童福祉施設の運営指導に関する事 / 児童福祉施設に対する各種補助金の交付に関する事 / 児童福祉施設に係る社会福祉法人の定款変更に関する事 / 児童福祉施設に係る公有財産の管理に関する事 / 児童福祉施設入所者に係る苦情・相談に関する事 / 児童福祉施設事務費等保護単価の設定に関する事 / 子育て短期支援事業の総括調整に関する事 / 社会的養護関係職員（区及び施設職員）に対する研修に関する事 / スタディメイト事業に関する事 / 就労支援コーディネーター派遣事業に関する事 / 養子縁組あっせん事業に関する事 / 養育支援員派遣事業に関する事 / その他特命事項に関する事
		療育指導係	発達に心配のある子どもの療育支援に関する事
		地域連携担当係長	関係機関との連絡調整に関する事 / 区の家庭児童相談室との連携及び連絡調整等に関する事 / 札幌市要保護児童対策地域協議会に関する事 / 児童虐待予防に係る広報、啓発に関する事 / 児童虐待に係る研修に関する事 / 子ども安心ホットラインの運用に関する事 / オレンジリボ

		ン地域協力員制度の運用に関する事 / 児童の臓器移植に関する事
	一時保護一係	緊急一時保護に関する事 / 一時保護児童の行動観察に関する事 / 短期入所による生活指導に関する事
	一時保護二係	緊急一時保護に関する事 / 一時保護児童の行動観察に関する事 / 短期入所による生活指導に関する事
企画担当課長		企画担当係所管事務の総括調整に関する事
	企画担当係長	児童相談体制の強化に向けた検討に関する事 / 社会的養育に関する検討に関する事 / 第二児童相談所の検討に関する事 / その他特命事項に関する事
相談判定一課	相談一係	
	主査（里親・施設）	児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関する事 / 児童福祉法第 56 条に基づく費用徴収額確認に関する事 / 課の庶務等に関する事 / 受理会議及び援助方針会議の実施並びに報告に関する事 / 児童養護施設等への措置児童の進行管理に関する事 / 児童票の管理に関する事 / メンタルフレンド事業に関する事 / 子ども・子育て会議処遇部会の実施等に関する事 / 子どもの虹情報研修センター等出張に伴う外部研修への職員派遣に関する事 / 庁内の業務改善等の検討、調整の総括に関する事 / 児童福祉法第 28 条及び第 33 条に基づく家庭裁判所への申立事案の進行管理に関する事 / 未成年後見人申立事案の進行管理、未成年後見人支援事業の総括に関する事 / 里親の登録・助言・研修・その他援助・指導に関する事 / 里親・ファミリーホームとの各種調整に関する事 / 里親支援機関との連絡調整に関する事 / 第二次札幌市児童相談体制強化プランにおける新たな里親支援体制の構築に関する事
	相談二係	児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関する事 / 児童福祉法第 56 条に基づく費用徴収額確認に関する事 / 児童自立支援施設との各種調整等に関する事 / 児童心理治療施設との各種調整等に関する事 / 相談判定課業務マニュアル改定の総括に関する事 / 障がい児入所給付費管理システムに関する事 / 子ども若者支援地域協議会に関する事

	相談三係	児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること / 児童福祉法第 56 条に基づく費用徴収額確認に関すること / 児童相談所新任職員研修と所内研修に関すること / 児童福祉司の業務化された研修に関すること / アセスメントツールに関すること / 子どものための相談窓口連絡会議に関すること / 一時保護児童の健康診断の進行管理に関すること
	判定係	児童、保護者等の心理診断及び心理療法に関すること / 判定業務に関する各種統計に関すること / 判定書等諸証明の交付に関すること / 児童の精神発達、心身障がい、性格等についての精神医学的診断に関すること / 児童の心身の発達、栄養疾患、機能障がい等についての小児医学的診断に関すること / 医学診断に関すること / 障がい福祉課との調整に関すること（主に療育手帳、特別児童扶養手当等）
	調査担当係長（3）	児童虐待に係る総括に関すること / 児童虐待通告に係る相談及び調査等に関すること / 被虐待児の緊急一時保護の実施に関すること / 通告情報の入力・管理に関すること / 子ども支援推進会議（教育委員会との連携）に関すること
相談判定二課	相談一係	児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること / 児童福祉法第 56 条に基づく費用徴収額確認に関すること / 乳児院及び自立援助ホームとの各種調整等に関すること / 他の児童相談所との各種調整等に関すること / 児童福祉司の業務化された研修に関すること / 児童相談所新任職員研修と所内研修に関すること / 札幌市配偶者等からの暴力関係機関会議に関すること
	相談二係	児童及び家庭についての相談調査、指導及び措置事務に関すること / 児童福祉法第 56 条に基づく費用徴収額確認に関すること / 市内・市外養護施設との各種調整等に関すること / 他部局・他機関からの研修講師派遣依頼、施設見学等の受入に関すること / 保育所優先入所の保健福祉部通知に係る調整に関すること / 児童福祉司の義務化された研修に関すること

		相談三係	児童及び家庭についての相談調査、指導及び措置事務に関すること / 児童福祉法第 56 条に基づく費用徴収額確認に関すること / 障がい発達相談プロジェクトの総括に関すること / 重症心身障害児施設・知的障害児施設との各種調整等に関すること / 障がい福祉課との調整に関すること（療育手帳、特別児童扶養手当以外） / 一時保護児童の健康診断の進行管理に関すること
		判定係	児童、保護者等の心理診断及び心理療法に関すること / 判定業務に関する各種統計に関すること / 判定書等諸証明の交付に関すること / 児童の精神発達、心身障がい、性格等についての精神医学的診断に関すること / 児童の心身の発達、栄養疾患、機能障がい等についての小児医学的診断に関すること / 大学・短大等の実習生受入れに関すること / 羊ヶ丘養護園安全委員会に関すること
		調査担当係長 (2)	児童虐待通告に係る相談及び調査等に関すること / 被虐待児の緊急一時保護の実施に関すること / 通告情報の入力・管理に関すること
	調整担当課長	受理会議及び援助方針会議における意見調整に関すること / 所内横断業務に係る調整に関すること / その他特命事項に関すること	
医務担当部長 (3)	児童相談所の医学診断に関すること / その他特命事項に関すること		
	医務担当課長	児童相談所の医学診断に関すること / その他特命事項に関すること	

(4) 教育委員会生涯学習部（市立幼稚園）、学校教育部（幼児教育センター）

幼稚園事業は、保育とともに幼児教育の重要な一環を成している。本監査においては、幼稚園及び幼児教育を所管する本市教育委員会の下記部局を監査対象とした。

生涯学習部	総務課	学校経理係	学校配分予算に関する経理 / 学校運営管理費の配分及び決算調整事務
	学校施設課	計画係	学校の設置及び廃止 / 児童生徒数の推計 / 学校の新增改築計画 / 学校施設整備に係る国庫補助申請等 / 学校施設の改修等計画 / 通学区域の設定、変更及び通学区域審議会の庶務 / 通学路に関すること / 学校用地に係る取得処分

			計画 / 学校用地の選定及び取得に係る折衝 / 課の予決算及び経理 / 課の庶務
		管理係	学校の財産管理 / 学校警備及び消防設備点検などの業務委託に関すること(調査担当係長の所管に係るものを除く) / 学校の教材備品の整備 / 学校の管理用備品の整備(他課の所管に係るものを除く) / 学校図書整備及び図書費の学校配分に関すること / 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業に関すること
学校教育部	教育推進課	教育推進係	部内経理 / 部内入札・契約事務 / 名義後援 / 教職員の旅費の支給 / 部内他課係等の主管に属しないこと
	教育推進課幼児教育センター担当課長	幼児教育センター担当の総括	
		幼児教育企画・研修担当係長(指導主事)(3)	幼児教育に係る施策に関すること / 幼児教育に関する調査研究 / 幼児教育に係る教育関係職員の研修・講演会等の企画運営 / 研究実践園(市立幼稚園)に関すること / 市立幼稚園・認定こども園の教育課程・年間指導計画に関すること / 幼保小連携の推進 / 札幌市私立幼稚園連合会(札私幼)との連絡調整
		幼児教育相談担当係長(指導主事)(3)	幼児の一般教育相談及び特別支援教育相談 / 地域教育相談の統括 / 幼児の就学に係る相談・事務 / 保護者等啓発支援に関する業務
	教職員課	人事係	学校職員の任免(人事担当係長の所管に係るものを除く) / 新採用教員及び現職教員の採用選考検査の実施 / 学校職員の人事異動
	教職員課労務担当課長	労務係、職員健康管理担当、給与係の分担事務の総括	
		職員健康管理担当係長	学校職員の福利厚生の調査研究 / 学校職員の労働安全衛生、公務災害、休務、休職 / 教職員の健康診断その他健康管理 / 学校職員の被服貸与 / 札幌市立学校職員健康審査会の庶務 / 学校職員の表彰・叙勲
給与係		学校職員の給与制度等の調査研究及び改定 / 学校職員の給与、各種手当の決定及び支給 / 学校職員の給与からの控除に関する団体との連絡調整	

(5) 区保健福祉部

子ども・子育て事業等に関する事務は、市民と接する 10 行政区の各保健福祉部保健福祉課及び健康・子ども課が具体的に担っている。

保健福祉部	保健福祉課	地域福祉係	災害弔慰金・見舞金の支給及び援護資金の貸付等 / 社会福祉統計に関すること（生活保護に関するものを除く） / 寄附金品の受理 / 市特別奨学金の受付及び支給 / 旧軍人、戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関すること / 戦傷病者に対する補装具の支給及び修理に関すること / 高齢者ゲートボール広場の認定及び整備 / 中国帰国者等の受入れ及び援護 / 戦没者及び開拓者に係る慰霊祭 / 行旅病人及び行旅死亡人等の引受及び遺品の処理 / 無縁遺骨の取扱い / 外国人高齢者・障害者福祉手当支給事業に関する決定 / 部内の庶務、経理（保険年金課を除く）、人事給与等に関すること / 部内他課係等の主管に属しないこと
		福祉助成係	児童扶養手当の受付及び送付 / 特別児童扶養手当の受付及び送付 / 児童手当の認定及び支給 / 市災害遺児手当の認定及び支給 / 心身障害者扶養共済制度の受付 / 重度心身障がい者医療費助成金及びひとり親家庭等医療費助成金の支給及び受給者証の交付 / 子ども医療費助成金の支給及び受給者証の交付
	健康・子ども課	<p>健やか推進係</p> <p>乳幼児健診（精神発達相談及び育児支援を含む）に関すること / 小児医療給付に関すること / 難病患者等地域支援対策推進事業に関すること / 住民集団健康診査の調整、がん検診の調整に関すること / 健康づくりに係る普及、啓発及びネットワーク化に関すること / 思春期ヘルスケア事業に関すること / 食生活に係る栄養相談、食育に係る普及・啓発及びネットワーク化に関すること / 健康相談事業に関すること / 健康教育事業に関すること / 訪問指導（母子、難病、成人の要指導者等の保健・栄養指導） / 特定保健指導（40歳～64歳）に関すること / 地域保健活動の推進に関すること / 歯科口腔保健の推進に関すること / 母子健康手帳の交付 / 学生指導の受入れ（東区、厚別区、豊平区、南区、西区）</p> <p>家庭児童相談担当係長</p> <p>区要保護児童対策地域協議会に関すること / 児童福祉法に基づく要保護児童とその家庭に関する相談、調査、指導</p>	

			及び助言等に関すること / 児童相談所等関係機関との連絡調整に関すること
		子ども家庭福祉係	特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設の入所に関すること / 子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関すること / 助産施設入所申請の受付、承諾 / 母子生活支援施設入所申請の受付、承諾 / 子育て短期支援事業の利用申請受付、決定 / 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付決定、資金交付及び償還金に関すること / ひとり親家庭及び寡婦に対する就業支援講習会の受付 / 母子家庭等自立支援給付金申請の受付 / 助産施設の徴収金に関すること / 母子生活支援施設の徴収金に関すること（中央区、東区、白石区、豊平区及び南区） / 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子及び寡婦に関する相談、調査、指導及び助言 / 売春防止法による要保護女子及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく被害者の相談、指導及び助言 / 婦人相談所等の関係機関との連絡調整
		子育て支援担当係長	地域子育て支援事業の実施 / 子育てに関する市内他機関との連携・調整に関する事務

(6) 監査対象事業の全体像

ア 監査対象事業の範囲

(ア) 本庁関係（市長部局）

本監査の特定事件は、「子育て支援、子ども家庭福祉及び幼児教育に関する財務事務の執行について」である。子どもを「産む」（母子保健）、「育てる」（子育て支援、教育）、「守（護）る」（子ども家庭福祉）ことに関わる本市部局及び事業を監査対象とした。

他方、子ども未来局子ども育成部所管に係る事業（児童会館等に関する事業、放課後児童健全育成事業、若者支援、ひきこもり対策、子どもの貧困対策等）及び子どもの権利救済事務局（子どもの権利救済に関する調査研究等）は、本年度の監査委員監査との重複を回避するため、監査対象から除外した。

また、保健福祉局障がい保健福祉部所管に係る障がい児に関する事業全般については、障がい者（児）施策に関する事業として、独立に監査対象とする価値と必要性があるものと考え、本年度の対象事業とはしなかった。

(イ) 行政区関係（市長部局）

行政区については、区の規模、子ども（0歳ないし9歳）人口の多寡、監査委員監査との重複回避、前年度外部監査の往査状況等を勘案し、北区（大規模区、子ども人口最多という特徴を有する。）及び南区（小規模区、子ども人口最少という特徴を有する。）を選定した。

(ウ) 本市教育委員会関係

市立幼稚園（認定こども園「にじいろ」を含む。）及び幼児教育に関する事業部門を監査対象とした。

イ 監査対象事業（費）の概要（本市本庁関係分及び本市教育委員会関係分）は、下表のとおりである（下記の予算・決算値は、いずれも単位千円）。いずれの事業（費）についても、本報告書第3ないし第5において、個別に詳細化して再掲する。

(保健福祉局・保健所)

会計区分	事業(費)名称	予算	事業(費)概要	実施形態	備考
		決算			
保健所・健康企画課・母子保健係					
一般会計	母子保健対策費	1,356,041	乳幼児健康診査・相談、母子保健訪問指導、各種教室の実施、母子健康手帳の交付、妊産婦・母性健康相談、妊婦健康診査を実施する。	一部委託	
		1,285,156			
一般会計	母子保健対策扶助費	703,167	自立支援医療（育成医療）費の支給、未熟児養育医療費の支給、小児慢性特定疾病医療費助成の実施、小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付、結核児童療育給付の実施、妊娠高血圧症候群の妊産婦に対する療養費の一部支給を行う。	一部委託	全政令市で実施
		732,368			
一般会計	小児医療給付対策費	7,568	小児医療給付における審査支払事務、小児医療給付システムの保守・改修、市民周知、小児慢性特定疾患対策協議会（小児慢性特定疾病審査会）の運営、療育相談を行う。	一部委託	全政令市で実施
		7,480			
一般会計	思春期から青年期を対象とした性の知識の普及啓発費	2,100	学校・医療機関と連携し、性に対する正しい知識の普及啓発を行う（思春期ヘルス	直営	政令市の殆どにおいて実施
		1,214			

			ケア事業、性に関する知識の普及啓発活動)		
一般会計	児童虐待予防対策費	2,600	支援を必要とする親子の早期発見と関係機関との連携による適切な支援の実施 (保健と医療が連携した育児支援ネットワーク、産後のメンタルヘルス支援、妊婦支援相談)	一部委託	養育支援訪問は全政令市で実施、産後うつ問診 (EPDS) 導入は政令市 20 市中 18 市 (平成 29 年 7 月現在)
		1,386			
一般会計	不妊治療等支援費	344,973	特定不妊治療費及び不妊治療費の一部助成、不妊・不妊症に関する相談・情報提供を行う。	補助助成	
		338,017			
一般会計	母子保健事業推進費	48,717	母子保健情報システムの運用・管理	一部委託	20 政令市中 17 市が導入 (平成 26 年度)
		45,936			
一般会計	5 歳児健康相談費	14,377	5 歳児健康診査、発達相談の実施	一部委託	5 歳児健康診査は政令市中、本市と川崎のみ実施。発達相談は本市のほか川崎、新潟、静岡、大阪、堺、神戸、広島、北九州の各市にて実施。
		9,322			
一般会計	妊娠・出産包括支援費	24,000	妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援の充実強化 (初妊婦訪問、産後ケア、利用者支援、育児教室)	一部委託	初妊婦訪問は本市のほか、京都が実施。産後ケアは政令市中、仙台、相模原、岡山、北九州、熊本を除く 16 市で実施。
		23,576			

(保健福祉局・障がい保健福祉部・子ども発達支援総合センター)

会計区分	事業(費)名称	予算	事業(費)概要	実施形態	備考
		決算			
障がい保健福祉部・子ども発達支援総合センター・児童心理治療課・心理治療係					
一般会計	児童心理治療センター運営費	32,571	児童福祉法に基づき軽度情緒障害を有する児童を短期入所させ又は保護者のもと	直営	
		28,584			

			から通所させ、情緒障害を治療し、退所後の相談その他の援助を行う。		
障がい保健福祉部・子ども発達支援総合センター・自閉症児支援課・発達支援係					
一般 会計	自閉症児支援センター 一運営費	22,485 24,495	自閉症児を中心とした発達障がい児の療育支援を行う。	直営	

(子ども未来局・子育て支援部・支援制度担当部)

会計 区分	事業(費)名称	予算	事業(費)概要	実施 形態	備考
		決算			
子育て支援部・子育て支援課・事務係					
一般 会計	公立保育所等運営費	1,353,436	公立保育所(区保育・子育て支援センターを含む。)の運営維持管理等に係る経費、公設民営保育所の保育所運営管理経費、白石区複合庁舎のちあふる・しろいしの光熱費等の平年度化経費	一部 委託	
		1,132,933			
一般 会計	児童福祉関係事務費	95,105	子育て支援部(子育て支援課、施設運営課)における時間外勤務手当、需用費等の各事業費以外にかかる事務経費(別途事務費予算が計上されているものを除く)	直営	
		81,682			
一般 会計	市立認定こども園運営費	56,044	幼保連携型認定こども園である札幌市立認定こども園「にじいろ」の運営維持管理経費	一部 委託	
		38,873			
一般 会計	公立保育所修繕費	0	北海道胆振東部地震等で被災した公立保育所の建物及び園庭の修繕費	一部 委託	
		2,429			
子育て支援部・子育て支援課・子育て家庭係					
一般 会計	助産施設費	97,620	保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ助産を受けさせることを目的とする施設に係る経費	補助 助成	他政令市においても同様に実施
		80,049			
一般 会計	助産施設・母子生活支援施設運営等補助金	6,500	本市の民間社会福祉施設(助産施設及び母子生活支援施設を設置・運営する社会福祉法人等)の充実強化と適正な運営確保及び入所者の処遇向上を図るための各種補助金	補助 助成	他政令市においても同種事業を実施
		5,735			

一般会計	母子・婦人相談員費	56,250	母子家庭の母等に対し、各種の相談、援助・指導を行うことにより福祉向上を図るもの。①母子・父子家庭の母・父、寡婦の職業能力の向上及び求職活動に関する支援、②母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還等に係る相談指導等、③性行又は環境に照らし売春を行うおそれのある女子の発見や相談・指導、④配偶者からの暴力を受けた被害者等に対する相談・指導、⑤父子家庭に対する福祉資金貸付相談	直営	母子及び父子並びに寡婦福祉法、売春防止法に基づき実施
		55,239			
一般会計	ひとり親家庭支援センター等運営費	38,007	ひとり親家庭支援センターにおいてひとり親家庭の一般的な生活相談、専門家による相談を実施するとともに、資格取得講習会の開催、就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援を実施。日常生活支援事業として生活援助、保育サービスを必要とするひとり親家庭等に支援員を派遣して支援する。	全部委託	他政令市においても同様に実施
		38,295			
一般会計	母子生活支援施設運営費	332,708	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が生活、住宅、就職等解決困難な問題を抱えているために児童の福祉に欠ける場合、女子と児童を保護し、自立促進のために生活を支援する。	補助助成	他政令市においても同様に実施
		268,825			
一般会計	特別奨学金支給費	15,000	生活が困難になっている世帯の児童に対し、技能を取得するのに要する学資(技能取得資金、入学時の支度資金)を支給し、世帯の経済的自立を図る。	直営	仙台・広島を除く政令市において同様の独自の奨学金制度を実施
		14,276			
特別会計	母子福祉資金貸付金	105,092	母子家庭の経済的自立、扶養児童の福祉増進のため、目的に応じた12種類の資金貸付を実施する。	直営	法令に基づき各自治体で実施
		43,871			
特別会計	寡婦福祉資金貸付金	5,100	寡婦等の経済的自立を促進するため、目的に応じた12種類の資金貸付を実施する。	直営	法令に基づき各自治体で実施
		2,397			
特別会計	父子福祉資金貸付金	2,000	父子家庭等の経済的自立、扶養児童の福祉の増進のため目的に応じた12種類の資金貸付を実施する。	直営	法令に基づき各自治体で実施
		1,782			

特別 会計	事務費（母子父子寡 婦福祉資金貸付会 計）	50	母子父子寡婦福祉資金の貸付事務を行う ための納付書等の消耗品費	直営	
		36			
特別 会計	公債償還費（母子父 子寡婦福祉資金貸付 会計）	6,758	母子父子寡婦福祉資金貸付金の剰余金が 償還基準額を超過した場合、国に対して 償還を行う。	そ の 他	
		6,757			
一般 会計	母子緊急一時保護費	7,200	夫の暴力等により緊急に保護を必要とす る母子等を一時的に施設に保護し、居室 提供、光熱水費の現物支給、生活用品の貸 与等のほか、必要な援護、相談・支援を行 う。	全 部 委 託	仙台、千葉、横浜、 名古屋、大阪、神戸、 北九州、福岡のほか、他の中核市にお いても実施
		7,008			
一般 会計	ひとり親家庭自立支 援給付金	133,000	以下の給付・補助により、ひとり親家庭の 自立促進を図る。（自立支援教育訓練給付 金事業）事前に指定を受けた教育訓練講 座を修了した場合に訓練費の一部を支給 することにより主体的な能力開発を支 援。（高等職業訓練促進給付金事業）資格 取得のため1年以上養成機関に通学する ひとり親家庭に給付金を支給すること により就職に有利な資格取得を容易にす る。（ひとり親家庭高等学校卒業程度認定 試験合格支援事業）高卒認定講座終了時 及び検定合格時に受講料等の一部を補助 する。	直営	他政令市において も同様に実施
		133,988			
一般 会計	ひとり親家庭等自立 促進計画策定費	900	母子及び父子並びに寡婦福祉法 12 条に 基づく「札幌市ひとり親家庭等自立促進 計画」につき平成 30 年度から新たな 5 か 年計画を策定するための経費。	一 部 委 託	全政令市で策定
		684			
一般 会計	特別奨学基金造成費	1,000	特別奨学基金造成に係る経費。	直営	
		383			
一般 会計	ひとり親家庭就業機 会創出費	8,000	ひとり親家庭の就業を支援するため、ひ とり親家庭に理解のある企業を開拓し、 就職の機会を提供する合同就職説明会を 開催するなどして就業機会を創出する。	全 部 委 託	北九州市において 実施
		7,998			
一般 会計	母子生活支援施設改 築補助金	88,000	次世代育成支援対策施設整備交付金（国 庫交付金）を活用し、法人に対する間接補 助成	補 助 助 成	

		88,000	助により、老朽化した母子生活支援施設の増改築を行う。		
一般会計	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業費	6,500	学生等ボランティアによる学習支援を行い児童の学力向上を図るとともに、生活・進路相談を通じて不安感を解消し、自立促進を図る。	全部委託	政令市では仙台、さいたま、横浜、浜松、静岡、名古屋、京都、神戸、広島、岡山、北九州、福岡、熊本で同様の事業を実施
		6,495			
子育て支援部・子育て支援課・手当給付係					
一般会計	災害遺児手当支給費	5,424	災害遺児手当の支給、災害遺児入学等支度資金の支給を行う。	直営	他政令市 19 市中 5 市で災害遺児に係る制度、9 市で交通遺児に特化した制度あり
		5,144			
一般会計	児童扶養手当費・児童扶養手当支給事務費	9,853,986	(児童扶養手当費)離婚・婚姻によらない出生もしくは父又は母が死亡、重度の障がい・拘禁等の状態にある場合で父又は母と生計を同一にしていない児童を監護している母や生計を同じくしている父又は養育者に対する児童扶養手当を支給する。(児童扶養手当支給事務費)児童扶養手当の認定・支給に要する事務費	直営	法令に基づき各自治体で実施(第1号法定受託事務)
		9,467,582			
一般会計	災害遺児基金造成費	3,000	災害遺児基金造成に係る寄附金(の見込額)	直営	
		8,034			
一般会計	児童手当費・児童手当支給事務費	26,568,381	(児童手当費)児童手当法に基づく児童手当を支給。(児童手当支給事務費)児童手当の認定・支給に要する事務費	直営	法令に基づき各自治体で実施(第1号法定受託事務)
		26,273,856			
一般会計	マイナポータルを活用した子育て電子申請サービス	3,200	国が推進するマイナポータルを活用した電子申請を児童手当、児童扶養手当、保育の3分野において導入するための整備費	直営	他政令市においては9市が導入又は導入予定、7市が検討中、1市が導入せず
		1,967			
子育て支援部・子育て支援課・子育て支援推進担当					

一般 会計	地域子育て支援推進 費	49,000	乳幼児を持つ子育て家庭を支援し地域に おける子育て支援環境の整備を目的とし て、①地域における支援の場の充実(地域 づくりの推進、子育てサロン支援)、②人 づくり(子育て支援者の育成、次世代育成 支援、普及啓発)、③子育て家庭への支援 (情報提供、仲間づくり)、④さっぽろ子 育て情報サイト、さっぽろ子育てアプリ の保守を行う。	直営	
		48,085			
一般 会計	子育て援助活動支援 事業費	38,000	子育てと仕事の両立を支援するため、支 援を受けたい依頼会員と援助したい提供 会員とにより会員組織をつくり、地域で 子育て家庭を支援する。また、病児・病後 児の預かり利用料金を一部補助する。	その 他	
		36,407			
一般 会計	子育てサロン事業費	249,000	子育て家庭の交流の場を確保するため、 子育てサロンを整備する。①週1回児童 館型サロン、②週3回児童館型常設サロ ン、③ひろば型常設サロン、④出張型サロ ン、⑤地域主体のサロン、⑥まちなかキッ ズサロンおどりんこの整備・運営を行 う。	その 他	全国 7,063 カ所で 実施
		220,890			
子育て支援部・子育て支援課・調整担当					
一般 会計	公立保育所等整備費	1,178,000	保育機能に加え、常設の子育てサロン等 様々な子育て支援機能を有する「区保育・ 子育て支援センター(ちあふる)」の整備 を行う。また、乳児の保育定員枠を確保す るため、既存の幼児保育園を乳幼児併設 園に転換する。	直営	保育所の公私比率 本市は公立(公設民 営を含む)8.5%、私 立 91.5% (他政令 市平均では公立 22.2% , 私立 77.8%)
		1,140,634			
子育て支援部・子育て支援課・子育て支援総合センター					
一般 会計	子育て支援総合セン ター運営費	37,000	全市的な子育て支援を推進し、家庭と地 域の子育て力の向上を図るため、常設子 育てサロン、さっぽろ子育て支援推進の つどい、さっぽろ市民子育て支援宣言事 業、絵本基金「子ども未来文庫」、親子絵 本ふれあい事業、利用者支援事業(子育て	直営	
		29,888			

			相談、情報提供等)、子育て胃支援者への支援等を行う。		
支援制度担当部・施設運営課・運営係					
一般 会計	施設運営事務費	79,258	巡回指導員報酬、研修会講師謝金、区健康・子ども課事務費等の経費	一部 委託	
		96,054			
一般 会計	一時預かり事業費	538,000	保育所・幼稚園において非在園児を対象に実施する保育サービス(一時預かり)の定員増・時間増に対応する補助を行う。	補助 助成	
		459,965			
一般 会計	防犯対策強化整備事業補助金	3,600	保育所等の防犯対策強化のため、非常通報装置・防犯カメラの設置や外構等の設置・修繕等の安全対策に要する費用の補助を行う。	補助 助成	
		13,362			
一般 会計	保育所等ICT化推進事業補助金	105,000	保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化のために必要なシステム導入費用の一部補助を行う。また、事故防止のために必要な機器の導入費用の一部補助を行う。	補助 助成	
		36,720			
支援制度担当部・施設運営課・運営調整担当					
一般 会計	病後児デイサービス事業費	64,000	病気回復期の児童を仕事等の都合で保育できない保護者に代わり保育することにより子育てと仕事の両立を支援する。	全部 委託	全政令市で実施
		52,403			
一般 会計	私立幼稚園施設整備費貸付金	40,000	私立幼稚園の健全な発展と私立幼稚園教育の振興を図ることを目的に、園舎の新築、増築及び改築に対し、総工費の3分の1以内かつ20,000千円を限度とする貸付を行う。	その他	
		0			
一般 会計	私立幼稚園等補助金	607,000	私立幼稚園等に対し、要支援児の保育に関わる教諭の人件費の補助、教材教具・管理用備品の購入及び施設の維持・補修に係る補助、札幌市私立幼稚園連合会の研修事業に対する補助、私立幼稚園の通信費等の補助を行う。	補助 助成	全政令市で実施
		614,897			
一般 会計	実費徴収に係る補足給付費	9,600	子育て家庭の経済的支援を目的として、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支	補助 助成	

		7,720	払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事参加に要する費用等を補助する。		
支援制度担当部・施設運営課・保育料係					
一般会計	保育料収納事務関係費	38,000	保育料の調定、通知、収納管理、滞納整理等に要する事務経費	一部委託	
		38,625			
一般会計	私立幼稚園就園奨励費	1,063,388	現行の私学助成を受けて運営する私立幼稚園に在園する園児の保護者負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図ることを目的として、文部科学省の補助基準に基づき、世帯所得に応じて入園料・保育料の一部を補助する。	補助助成	全政令市で実施
		1,010,446			
支援制度担当部・施設運営課・保育推進係					
一般会計	保育ニーズコーディネート費	29,000	認可保育所以外の保育サービス利用を促進し、認可保育所等の入所待機児童の解消を目指すことを目的として、保育サービスの利用希望家庭に対し、家庭のニーズに合わせた保育サービスの提供や利用方法の情報提供等きめ細やかな支援を行うもの。	直営	新潟、京都、大阪を除く政令市において入所申込窓口にて正規職員以外の者（非常勤職員等）を配置し保育サービスの案内を実施
		27,949			
一般会計	保育士等支援費	31,000	平成28年10月開設の「保育士・保育所支援センター」において潜在保育士の復職支援や保育所求人、求職者とのマッチング支援を行う。セミナーや合同施設説明会、合同面接会など保育士の就職に向けたきっかけづくりを行い、保育士を確保する。各種補助を実施し、新規保育士確保のほか、勤務中保育士の就労継続支援を行う。	一部委託・補助	44都道府県59自治体において保育士・保育所支援センターが開設（平成28年9月現在）
		29,362			
支援制度担当部・施設運営課・認可担当					
一般会計	認可外保育施設の認可化移行支援事業	2,300	認可外保育施設の認可保育所等への移行を支援し認可保育所等の定員数を拡大することを目的として、認可外保育施設が認可基準を満たすための障害となる移転費・改修費を補助する。	補助助成	千葉市・岡山市等で実施
		0			
支援制度担当部・施設運営課・施設整備担当					

一般 会計	私立保育所整備等補 助金	1,063,000	増加する保育需要へ対応し老朽化した施 設の改善を目的として、私立保育所の新 築費、分園新築費、増改築費、施設賃借費 等の施設整備に対する補助を行う。	補 助 助 成	
		1,121,014			
一般 会計	地域型保育改修等補 助金	254,000	低年齢児(3号)の保育供給量の確保を目 的として、卒園後の受け皿となる連携施 設の確保を条件として小規模保育事業 A 型を実施するための新築費・改修費の補 助を行う。	補 助 助 成	
		342,556			
一般 会計	認定こども園整備補 助金	3,061,000	保育需要への対応を目的として、認定こ ども園の整備(幼保連携型認定こども 園の保育所機能部分の定員増、幼稚園機 能部分の改築、幼稚園型認定こども園の 保育所機能部分の定員増、幼保連携型認 定こども園新築)に対する補助を行う。	補 助 助 成	
		1,623,768			
一般 会計	私立保育所等災害復 旧補助金	36,000	地震により損傷した私立認可保育所、認 定こども園等の施設の復旧費用の一部を 補助する。	補 助 助 成	
		27,947			
支援制度担当部・施設運営課・給付係					
一般 会計	私立教育・保育施設 給付費	39,561,596	子ども・子育て支援新制度における施設 型給付費	補 助 助 成	全政令市で実施
		38,713,117			
一般 会計	私立保育所等補助金	2,858,000	本市所在の私立認可保育所等に対する人 件費その他経費に対する各種補助を行 う。	補 助 助 成	他政令市において も同種事業を実施
		2,801,436			
一般 会計	時間外保育事業費	419,000	保育認定を受けた子どもに対する時間外 保育を実施することを目的として、私立 認可保育所、小規模保育事業者、家庭的保 育事業者、事業所内保育事業者に対し経 費の一部を補助する	補 助 助 成	全政令市で実施
		363,936			
一般 会計	公立保育所等給付費	1,869,839	子ども・子育て支援新制度における施設 型給付費	直 営	全政令市で実施
		1,703,580			
一般 会計	市立幼稚園給付費	350,493	子ども・子育て支援新制度における施設 型給付費	直 営	
		368,015			
一般 会計	地域型保育給付費	3,550,045	保育サービスの供給を増やし、待機児童 の解消を図るとともに、多様な保育サー ビスを提供することを目的として、家庭	直 営	

		3,714,445	的保育事業者、小規模保育事業者、事業所内保育事業者に対し地域型保育給付費を支給する。		
--	--	-----------	--	--	--

(子ども未来局・児童相談所)

会計区分	事業(費)名称	予算	事業(費)概要	実施形態	備考
		決算			
児童相談所・地域連携課・管理係					
一般会計	児童相談所運営管理費	140,899	18歳未満の児童に対する様々な相談に応じ、専門的見地から調査・診断・判定し、これに基づく必要な助言・援助を行う。児童福祉法により児童福祉司等に受講が義務付けられている研修会を開催し支援に当たる職員等の資質向上を図り相談体制の強化を図る。児童福祉支援システム用機器の更新等を実施し、第2次児童相談体制強化プランに掲げる相談機関との連携体制(情報交換)の構築を図るためシステム改修を行う。	その他	
		129,791			
一般会計	児童自立支援施設運営負担金	46,746	措置費で負担しきれない法定外費用を北海道と本市の措置人数の実員按分により負担する。児童養護施設を設置・運営する社会福祉法人等が福祉医療機構又は北海道新聞社会福祉振興基金から借り入れた整備資金に係る利子支払の援助を行う。児童養護施設及び乳児院の職員が出産・傷病のため長期間にわたり継続する休暇を必要とする場合に、代替職員を臨時的に任用する施設設置者に対し経費を補助する。	その他	本市同様、児童自立支援施設を設置していない政令市においても府県と協定のうえ負担金を支出
		49,474			
一般会計	児童福祉施設措置費	3,688,451	措置費(施設及び里親に支払う人件費等の事務費、直接児童のために使われる経費である事業費、医療費)及び本市単独事業の事業費(高等学校入学支度金補助、職業訓練校入校費補助、里親委託児童特別育成費補助(里親委託の高校在学児童に対し交通費の一部を助成))	直営	
		3,684,940			

一般 会計	児童福祉施設給付費	431,105	障がいを持つ児童の障がい児施設利用に係る施設給付費、食事療養費の支払等。	直営	
		431,253			
一般 会計	庁舎維持管理費	83,220	庁舎内外の各種設備の保守点検・警備・清掃等の業務委託費、庁舎維持管理に係る光熱水費の支払。	直営	
		80,689			
児童相談所・地域連携課・療育指導係					
一般 会計	療育支援費	31,000	各区保健センターで把握した発達に心配があるとされた児童と保護者に対する相談・支援、ダウン症等の先天性障がいのある乳幼児の心身の発達を促し児童と保護者に対する相談・支援を行う。	直営	新潟、千葉、相模原、大阪、広島、北九州、熊本のは直営。横浜、浜松、静岡は委託又は指定管理の形態。
		30,287			
児童相談所・地域連携課・地域連携担当					
一般 会計	家庭児童相談室費	36,872	各区に子どもと家庭の福祉に関わる相談窓口を設置し、電話・来所による相談に応じ継続的に関係機関と連携して支援する。必要に応じ、家庭訪問、学校訪問を行う。	直営	
		36,172			
一般 会計	児童虐待防止対策費	19,966	オレンジリボン地域協力員の登録促進、虐待予防月間（11月）を中心とした児童虐待の早期発見・早期対応のための市民向け啓発活動、虐待を受けた児童の心理的ケア、虐待を行った親に対するカウンセリング、休日等の虐待通報への対応（委託）を行う。	一部 委託	
		18,088			
一般 会計	子ども安心ネットワーク強化事業費	73,000	子ども安心ホットライン（平成23年度開設）により24時間365日体制で虐待通告受報、養護相談を受け付ける。児童家庭支援センター（市内4カ所）の運営費を補助する。	直営 ・ 補助	児童家庭支援センターは31道府県において76カ所が設置。政令市では9市15カ所で設置（本市4、千葉3、横浜1、川崎1、名古屋1、大阪1、神戸2、北九州1、堺1）
		71,622			
児童相談所・地域連携課・一時保護係					
	一時保護関係費	168,384		直営	

一般 会計		189,264	児童相談所における児童の一時保護に係る経費		
児童相談所・地域連携課・企画担当					
一般 会計	子育て短期支援費	17,000	児童を養育する保護者が疾病等の事由により家庭における児童の養育を一時的に行うことが困難となった場合に、児童養護施設において一時的に養育する。	全部 委託	
		17,645			
一般 会計	社会的養護体制整備費	42,000	老朽化した児童養護施設の改築、分園型小規模グループケア実施のための園舎及び地域小規模児童養護施設を新設し、家庭的な養育環境の推進を図る。	補助 助成	
		34,876			
一般 会計	養育支援員派遣費	5,500	児童の養育支援が特に必要と認められる家庭に対し家事支援や育児支援を行う者を派遣する。	一部 委託	他政令市の多くで 実施
		744			
一般 会計	児童養護施設入所児童等自立支援費	5,000	児童養護施設等入所児童に対する学習支援を実施するため、スタディメイトを派遣する。施設入所児童等の社会的自立に向けた就労支援のため、就労支援コーディネイターを派遣する。	一部 委託	
		3,610			
一般 会計	社会的養護自立支援費	37,000	里親等への委託や児童養護施設等の入所措置を受けていた者で20歳に到達し措置解除となった者に対し、支援を必要とする場合に、原則として22歳に達する年度末まで、施設等での生活の継続を認め、受入先に対する経費補助を行う。自立支援ホーム(児童自立生活援助事業)に委託されていた就学中の者が20歳に到達した場合も同様に委託継続する。	補助 助成	北海道、他政令市においても実施を予定
		11,574			
児童相談所・相談判定一課・相談一係					
一般 会計	里親制度促進費	12,000	里親の新規開拓・普及啓発、里親の認定・研修、里親の相互交流を通じた養育技術の向上、里親宅への訪問による養育サポートを行う。		全政令市で実施
		9,976			

(教育委員会)

会計 区分	事業(費)名称	予算	事業(費)概要	実施 形態	備考
		決算			
教育委員会・生涯学習部・総務課/学校施設課					
一般 会計	幼稚園運営管理費	53,960	市立幼稚園における施設等の維持・管理、 運営等に係る経費	一部 委託	
		52,137			
教育委員会・生涯学習部・学校施設課					
一般 会計	教材用備品購入費	5,000	市立幼稚園で使用する各種教材等の整備 を行う。	直営	
		3,221			
教育委員会・学校教育部・教職員課					
一般 会計	幼稚園教職員等関係 費	17,048	時間講師、用務員、臨時職員等の報酬・給 与等、研修関係費	直営	
		13,743			
教育委員会・学校教育部・教育推進課・幼児教育センター担当課					
一般 会計	幼児教育センター関 係費	60,500	幼児教育センターと市立幼稚園が私立幼 稚園等と連携して幼児教育の振興を図る (研究・研修、相談支援、保護者等啓発、 幼保小連携推進)	直営	
		50,379			

ウ 本市関係部局等についての監査結果等

(ア) 本報告書第3ないし第5において、本市関係部局等(行政区、市教育委員会を含む。)の所管事業につき、事業別に監査し、その結果等を報告している。

(イ) 監査の基本的な視点は、前記第1・6(1)及び(2)のとおり、合規性・公平性・公正性、そして経済性・効率性・有効性である。本監査対象事業のうち、子どもの権利に鋭く関わる虐待問題(主として児童相談所の所管事業)に関しては、権利保障の観点を重視した。また、諸手当等においては給付行政に関わるものであることから、公平性・公正性という観点も意識している。

(ウ) 本年度の外部監査においては、監査対象となる全事業(費)について、前記の基本的視点からの全般的な監査を実施したが、より重点的な監査を実施するために、事業(費)の性質・内容に即したリスク・アプローチを採り、それぞれの事業(費)について典型的に予測される「監査の重点・着眼点(検討を要するリスク)」を析出し、これについて更なる重点的な監査を実施した。

その結果、指摘すべき(又は意見を述べるべき)事項があるものについては、具体的に記載したが、そのような事項が認められなかった事業(費)についても、当監査

人の監査責任を明らかにする趣旨から、単に不記載にすることなく、「監査手続の範囲内において、不適切な点はなかった」旨明示することとした。

(エ) なお、第 3 以下において報告する各事業区分、すなわち「新規」、「レベルアップ」、「その他」は、本市において慣例上使用されている表記に従っているが、「新規」は、本年度新規に開始した事業をいい、「レベルアップ」は、継続事業であるが本年度から事業規模や事業の質・量のレベルを上げている事業をいい、「その他」は、継続事業その他をいう。本市の取組意欲を示す指標として記載した。

5 監査対象である財政援助団体

(1) 一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会³⁰

札幌市私立幼稚園連合会（札幌私幼）は、幼児教育の振興と保育者の資質向上を図り、幼児教育の充実を目指すことを目的として活動する一般社団法人であり（昭和 29 年設立）、教職員の資質向上のための研修、幼児教育の質を高めるための研究、教職員の人材確保の支援、関係団体・関係機関との交流・協力、教職員の待遇改善や労務管理の調査研究・保護者並びに一般市民に対する幼児教育の情報提供を主たる事業としている。札幌市生涯学習総合センター「ちえりあ」に本拠を有し、現在、本市内の私立幼稚園・認定こども園 155 園が加盟している。

本市は、平成 30 年度札幌私幼に対し、研修補助のため、23,465 千円の補助金を交付し、財政援助している（子ども未来局子育て支援部所管）。なお、札幌私幼に対しては本市の出資はなく、本市施設に係る指定管理業務の受託も行っていない。

(2) 監査事項の限定

財政援助団体である私幼連に対し、外部監査を実施することは可能であるが、札幌市外部監査契約に基づく監査に関する条例³¹2 条 1 号により、監査事項は「市が法第 199 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの」に限定される。このため、本監査は、前記補助金に関する事項について、これを実施した。その結果は、本報告書第 6 において、報告している。

³⁰ <https://www.s-youchien.or.jp/index.html>

³¹ <https://www.city.sapporo.jp/kansa/f09sonota/h061gaijyo.html>

6 令和元年度における特記事項

(1) 改正子ども・子育て支援法（幼児教育・保育の無償化）の施行

改正子ども・子育て支援法が令和元年10月1日施行され、いわゆる「幼児教育・保育無償化」が開始した。少子化対策として幼児教育の負担軽減を図りつつ、生涯に亘る人格形成の基礎を培う幼児教育制度の充実を図ることが、その基本的な趣旨とされる。国は、平成26年度以降、段階的な無償化を実施してきたが、今次改正においては、消費税率の引上げに伴う国及び地方へ配分される増収分を活用し、無償化（負担軽減）の範囲等を拡充するものである。

平成26年度以降の段階的無償化

年度	予算措置（億円）	負担軽減の内容
平成26年度	312（国104、地方208）	幼稚園の保育料について生活保護世帯の保育料6,600円の無償化、第2子は半額、第3子以降は軽減措置の所得制限（年収約680万円）を撤廃
平成27年度	189（国60、地方129）	幼稚園の保育料について市町村民税非課税世帯（年収約270万円まで）の保育料を9,100円から3,000円に引下げ
平成28年度	382（国126、地方256）	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について、兄弟の年齢に関わらず第2子は半額、第3子以降は無償、ひとり親世帯においては第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度	69（国24、地方45）	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について、第2子完全無償化、年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充、②前記①以外の世帯において1号認定子どもの負担軽減
平成30年度	56（国21、地方35）	幼稚園等の保育料について、1号認定こどものうち年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

今次改正法に基づく無償化による対象者及び対象範囲（利用施設）は、次のとおりとなる。

- (i) 幼稚園・保育所・認定こども園等³²については、3歳ないし5歳児の利用料を無償化する。0歳ないし2歳児については、前記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として利用料を無償化する。

³² このほかに、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）も含む。

- (ii) 幼稚園の預かり保育³³については、保育の必要性の認定を受けた場合に、幼稚園に加え、利用実態に応じて月額 1.13 万円まで無償化する。
- (iii) 認可外保育施設等³⁴については、保育の必要性の認定を受けた 3 歳ないし 5 歳児の、認可保育所に係る保育料の全国平均額(月額 3.7 万円)まで利用料を無償化する。保育の必要性の認定を受けた 0 歳ないし 2 歳児については、住民税非課税世帯の子どもを対象として減額 4.2 万円までの利用料を無償化する。併せて認可外保育施設等における保育の質の確保・向上に向けた指導監督等の取組を実施する。
- (iv) 無償化のための財源に関する国と地方の負担割合は、国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1 を負担する。但し、公立施設(幼稚園、保育所及び認定こども園)については市町村等が全額負担とする。なお、初年度(令和元年度)に要する経費は全額国庫負担とする。

今次の幼児教育・保育無償化施策は、概ね好評価を得て開始されたが、他方では、無償化の対象とならない費用の高額化(認可外保育所や私立幼稚園における保育料等の値上げ)の事象が認められ、一部で問題化している。

(2) 児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉法の改正

児童虐待の防止に関しては、令和元年 6 月 19 日虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等所要の措置を講ずることを趣旨として、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉法の改正法が成立した。令和 2 年 4 月 1 日から施行される事項が多くを占めるが、改正法公布日から施行される事項や令和 4 年以降の施行事項も含まれるものとなっている³⁵。

³³ **幼稚園の預かり保育**： 地域の実態や保護者の要請により、幼稚園が教育課程に係る教育時間の終了後においても希望者を対象に児童を預かる仕組みをいう。「保育」という通称文言にかかわらず、幼稚園「教育」の一環として行われる(幼稚園教育要領上の「課程外の活動」)。多くの公立・私立幼稚園で実施されている。

³⁴ このほかに、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート事業も対象とする。

³⁵ **平成 28 年児童福祉法等の改正**： 令和元年 6 月の児童福祉法等改正に先立ち、平成 28 年 5 月児童虐待防止、児童相談所等の機能強化等を目的とした大幅な制度改正が行われ、下表のとおり、平成 29 年 4 月 1 日までに全面施行されている。

施行日	改正事項	
平成 28 年 6 月 3 日 施行	児童の福祉を保障するための原理の明確化(児福法)	
	家庭と同様の環境における養育の推進(児福法)	
	国・地方公共団体の役割・責務の明確化	国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化(児福法) 市町村業務等における「支援」の明確化(児福法) 通所・在宅指導措置の明確化(児福法)
	しつけを名目とした児童虐待の防止(児童虐待防止法)	
	母子保健施策を通じた虐待予防等(母子保健法)	
	その他	一時保護の目的の明確化(児福法) 国による要保護児童に係る調査研究の推進(児福法) 母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加(母子父子寡婦福祉法)

主要な改正事項は、下表のとおりである。「しつけ」と称する体罰の禁止を明記、子どもの安全確保を最優先として保護するため、児童相談所の職員を家庭への立入調査や子どもの一時保護を行う「介入」担当と保護者の「支援」担当に分離すること、専門家（医師・保健師等）との連携強化等を定める。

施行日		改正事項
令和元年6月19日 (成立・公布日)	児童相談所の体制強化等	児相職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・質的向上等への国の支援に関する検討と措置
	関係機関間の連携強化	DV対策との連携強化のため、児相と配偶者暴力相談センターとの連携協力等（児福法、DV防止法）
令和2年4月1日	児童の権利擁護	親権者・児童福祉施設の長による体罰禁止（児童虐待防止法、児福法）
		民法上の懲戒権の在り方検討
		都道府県児相の業務としての児童の安全確保の明文化（児福法）
		児童福祉審議会における児童の意見聴取の際の配慮（児福法）
	児童相談所の体制強化等	児童の意見表明権を保障する仕組みの検討
		都道府県における一時保護等の介入的対応職員と保護者支援職員の分離（児童虐待防止法）
		児相における弁護士常置、医師・保健師の配置（児福法）
	児童福祉司数は政令基準を参照し都道府県が設定（児福法）	

平成28年10月1日施行		支援を要する妊婦等に関する情報提供（児福法）
	児童相談所の体制強化	児童相談所における弁護士の配置（児福法） 児童心理司・保健師等、主任児童福祉司の配置（児福法） 児童福祉司の配置標準の見直し（児福法）
	児童相談所の権限強化等	臨検・捜索手続の簡素化（児童虐待防止法） 児童虐待に係る資料等の提供主体の拡大（児童虐待防止法）
	親子関係再構築支援	施設長・里親による親子の再統合等のための支援（児福法） 施設入所等の措置の解除時等における助言の実施・安全確認等（児童虐待防止法）
	その他	児童福祉審議会の調査権限の強化、委員要件の厳格化（児福法） 婦人相談所長による母子保護を要する者の報告（売春防止法） 報告を受けた市町村等による母子保護の申込の勧奨（児福法）
平成29年4月1日施行	市区町村の体制強化	子育て世代包括支援センターの法定化（母子保健法） 市町村における支援拠点の整備（児福法） 市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関に専門職の配置及び研修受講の義務付け（児福法） 児童相談所設置自治体の拡大（児福法）
	児童相談所の体制強化	児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）の研修義務化（児福法） 社会福祉主事の児童福祉司任用時における指定講習会の修了要件追加（児福法）
	児童相談所の権限強化等	児童相談所から市町村への事案送致（児福法・児童虐待防止法）
	里親委託等の推進	都道府県（児童相談所）の業務における里親支援の追加（児福法） 都道府県（児童相談所）の業務への養子縁組支援の追加（児福法） 養子縁組里親の法定化（研修義務化、名簿登録）（児福法）
	18歳以上の者に対する支援の継続	18歳以上の者に対する支援の継続（児福法・児童虐待防止法） 児童自立生活援助事業の対象者の見直し（児福法）
	その他	情緒障害児短期治療施設の名称変更（児福法） 婦人相談員の非常勤規定の削除（売春防止法） 母子・父子自立支援員の原則非常勤規定の削除（母子父子寡婦福祉法） 施設入所者等の負担金に係る収納事務の私人委託（児福法）

		児童福祉司の数基準の見直し
		児童福祉司等の任用要件見直し、児童心理司の配置基準の見直し（児福法）
		都道府県による児相の業務の質の評価（児福法）
		児童虐待の保護者に対する医学的・心理学的指導（児童虐待防止法）
		施設入所等の措置解除の際における児童の家庭環境を勘案要素として明文化（児童虐待防止法）
		児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援担当者の資質向上策の検討
	児童相談所の設置促進	中核市・特別区の児相設置へ向けた政府の支援
		政府による児相の施設整備、人材確保・育成の支援の在り方検討
	関係機関間の連携強化	国・地方公共団体の関係機関との連携強化に向けた体制整備（児童虐待防止法）
		学校・教育委員会・児童福祉施設等の職員の守秘義務（児童虐待防止法）
		要保護児童対策地域協議会からの情報提供要請があった際の関係機関の対応義務（児福法）
		被虐待児童が転居等した場合の、転居前後の児相間の情報交換等（児童虐待防止法）
令和4年4月1日	児童相談所の体制強化等	児相における弁護士常置、医師・保健師の配置（児福法）
		児童福祉司等の任用要件見直し、児童心理司の配置基準の見直し（児福法）
令和5年4月1日	児童相談所の設置促進	児相の管轄区域は政令基準を参酌し都道府県が設定（児福法）

(3) 2歳女児死亡事件の発生と検証ワーキンググループによる検証

ア 令和元年6月5日午前5時頃、女児（死亡時2歳）の実母（21歳）から「風呂からあがると、子どもがうつ伏せで倒れ、意識がない」との119番通報があり、救急隊が出動した。不審なあざ・傷があるため、消防指令管制センターから110番通報し、臨場した所轄警察署が事案を認知した。直ちに、市立札幌病院救命救急センターに搬送したが、午前5時40分頃に死亡が確認された。同日午後11時43分、実母の交際者（24歳）が、続いて翌6日午前7時25分実母が、いずれも傷害罪で逮捕された（なお、両被疑者は、同月27日保護責任者遺棄致死罪の疑いで再逮捕。7月18日には、実母は保護責任者遺棄致死罪で、実母の交際者は傷害致死罪でそれぞれ起訴）。本件発生に至るまでの本市児童相談所の対応経過は、概ね以下のとおりとされている³⁶。

³⁶ 札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」（令和2年3月公表）の整理による。

平成 30 年 9 月 28 日 (金)	(8:00 頃)住民より虐待通告を受理。/ 児童相談所調査担当職員 (以下「調査担当職員」) が、A 区保健師及び同区保健福祉部の生活支援担当に世帯の状況を聴取する。保健師、調査担当職員に対し、1 歳 6 か月健診の状況、精密健康診査受診票を発出し、3 か月後経過観察が指示されているが来所していない旨を情報提供する。/(17:30 頃)調査担当職員が実母宅を訪問し、女兒を確認する。母子との面談の結果、不審な点は確認できず、虐待の認定はできないと判断する。
平成 31 年 4 月 5 日 (金)	(10:45 頃)住民より虐待通告を受理。/ 調査担当職員、通告元のアパート内の未就学児童がいる世帯のうち、本世帯を含む 2 世帯を対象を絞り込む。このうち、本世帯は、平成 30 年 9 月に児童相談所の取扱い履歴があること、A 区の生活支援の履歴があることを確認する。/ 調査担当職員、B 区家庭児童相談室に架電し、当該 2 世帯について、同室の取扱いがないことを確認する。/調査担当職員、A 区保健福祉部の生活支援担当に架電し、本世帯について生活支援を廃止したことの経緯を聴取する。/ 調査担当職員、A 区保健師に架電する。保健師は、本世帯について調査担当職員に対し、1 歳 6 か月健診の状況、精密健康診査受診票が発出されているが、依然として 3 か月後経過観察には来所していない旨を情報提供するとともに、調査担当職員に医療機関の受診状況を確認するよう依頼する。保健師は、この時点で本世帯が B 区に転居していたことを把握し、児童相談所の調査終了後に B 区に支援台帳等を移管することを検討する。/ 調査担当職員、可能性のある本世帯の実母に架電したが応答なし。/ (17:40 頃)調査担当職員、可能性のある 2 世帯を訪問したが不在であり面談できず (不在連絡票を投函する)。
平成 31 年 4 月 8 日 (月)	調査担当職員、対象世帯のうち 1 世帯からの入電を受け、当該世帯児童について、通告時の居所が判明したことから、調査対象から除外する。/ (14:25 頃)調査担当職員、本世帯を訪問したが不在であり面談できず (不在連絡票を投函する)。
平成 31 年 4 月 9 日 (火)	調査担当職員、実母に架電したが応答なし。すぐに実母から折り返し入電あり。通告時の状況を聴取し、早期の安否確認が必要であることを説明。実母より、交際相手宅におり、自宅に戻り次第、再度連絡を入れる旨の説明を受ける。
平成 31 年 4 月 15 日 (月)	実母、福祉手続のため B 区役所に来庁。福祉助成担当が対応。
平成 31 年 4 月 18 日 (木)	調査担当職員、調査中のケースとして、書類により進捗状況を組織内で共有する。
平成 31 年 4 月 22 日 (月)	(14:45 頃)調査担当職員、実母に架電したが応答なし。/ (16:00 頃)調査担当職員、本世帯を訪問したが不在であり面談できず (不在連絡票を投函する)。
平成 31 年 4 月 23 日 (火)	(11:20 頃) 調査担当職員、実母に架電したが応答なし。/ 実母と女兒、認可外保育施設を利用。この日以降の利用なし。
平成 31 年 4 月 24 日 (水)	(13:35 頃) 調査担当職員、実母に架電したが応答なし。

令和元年 5 月 8 日 (水)	(16:40 頃) 調査担当職員、実母に架電したが応答なし。
令和元年 5 月 12 日 (日)	(22:00 頃) 所轄警察署、住民から泣き声通報を受ける。/ (23:30 頃) 児童相談所 (夜勤職員)、所轄警察署より入電を受ける。住所しか分からない場合に、児童相談所での取扱い履歴が確認できるかとの内容であり、住所のみでは確認できない旨回答する。
令和元年 5 月 13 日 (月)	(14:15 頃) 調査担当職員、実母に架電したが応答なし (これは、平成 31 年 4 月 5 日通告に係る一連の調査としての架電である)。/ (14:30 頃、15:00 頃) 児童相談所 (調査担当職員とは別の職員)、所轄警察署員より入電を受ける。本世帯について、5 月 12 日に住民から泣き声通報があったこと、対象世帯の調査の結果、実母・女兒の氏名が明らかになったが、当該児について児童相談所での過去の取扱い履歴があるかの確認。児童相談所職員は、14 時 30 分頃の電話で平成 30 年 9 月の取扱い履歴を、15 時 00 分頃の電話で平成 31 年 4 月の調査中の取扱い履歴を回答する。/ (夕方) 所轄警察署員、この頃に実母と面談を約束し訪問するも不在であり面談できず。/ (21:55 頃) 児童相談所 (夜勤職員)、所轄警察署員より入電を受ける。署員より実母の状況についての説明を受けたほか、実母に連絡が取れ安否確認のため約束の時間 (5 月 13 日夕方) に訪問するも不在であり、対応について相談したいとの内容であり、夜勤職員、上司に確認すると答え切電する。/ (22:05 頃) 児童相談所 (夜勤職員の上司の係長)、出勤し、担当課長 (調査担当職員の上司) に架電、対応を相談する。/ (22:40 頃) 担当課長、所轄警察署員に架電。署員からは同行訪問等を求められる。担当課長、警察側で母子と接触ができ、一時保護等の必要性について判断が必要な場合は同行等を検討するが、母子に会えるかどうか分からない段階であること、夜間で職員体制も整っていないことを理由に同行訪問を断ったうえで、児相としては、実母に電話をする対応をとると伝える。なお、児相は同行訪問を求められたとの認識であり、警察は同行訪問及び強制的な立入り調査を求めたとの認識である。/ (23:10 頃) 担当課長、所轄警察署員に架電、実母が応答しないことを伝える。
令和元年 5 月 14 日 (火)	担当課長、児童相談所長に経緯を報告する。調査担当職員、実母が利用している認可外保育園に架電し、利用状況や園での様子を聴取する。/ (9:30 頃) 調査担当職員、所轄警察署員より入電を受ける。5 月 12 日の通報内容や経過等の連絡を受ける。署員からは、女兒と接触したい旨が伝えられる。/ (12:00 頃) 調査担当職員、所轄警察署員より入電を受ける。5 月 15 日 16 時に訪問の約束がとれたとの連絡を受ける。両者の協議により、所轄警察署が単独で訪問することとなる。

令和元年 5月 15日 (水)	(16:00 頃)所轄警察署員、実母宅を訪問し、女兒を確認する。/ (17:15 頃) 調査担当職員、所轄警察署員より入電を受ける。5月15日16時の訪問の結果、女兒への虐待が心配される状況は無かったこと、実母は女兒の発達について悩んでいる様子であったことの報告を受ける。/ 調査担当職員、書面にて虐待調査を終結し、発達相談に切り替える旨、調査等結果報告を組織内で共有する。
令和元年 5月 17日 (金)	(13:10 頃)調査担当職員、実母に架電したが応答なし。
令和元年 5月 22日 (水)	(17:10 頃)調査担当職員、実母に架電したが応答なし。
令和元年 6月 4日 (火)	(10:15 頃)調査担当職員、本世帯を訪問したが不在であり面談できず(不在連絡票を投函する)。
令和元年 6月 5日 (水)	(5:00 頃)実母、119番する。救急隊が出動し、女兒、心肺停止状態で病院に搬送される。/ (5:40 頃)女兒、病院にて死亡が確認される。

イ 本件発生後の6月7日政府は、児童虐待防止対策についての緊急局長会議を首相官邸で開き、同月14日の全国児童相談所長会議の緊急開催を決めた。また、政府は、平成30年7月「虐待通告受理後、48時間以内に子どもの安全確認を行う」旨の緊急対策を定めているところ、厚労省は、全国の児童相談所に安全確認の実施状況を緊急点検し、報告するよう求めた。

ウ 本市においても、同月10日児童虐待防止緊急対策本部会議(第1回)を開催し、本部長(町田副市長)から、乳幼児健診未受診者等の再点検、警察との確実な連携、夜間・休日対応の検討、リスク再評価方法の徹底等について指示が示達された。同月20日には、本市子ども・子育て会議「児童福祉部会」(第1回)において、検証ワーキンググループ(座長:松本伊智朗北海道大大学院教育学研究院教授)が設置されて、本件に関する検証作業が開始された。同ワーキンググループは、計12回の会議のうへ、検証報告書案を取り纏め、本年3月6日前掲児童福祉部会において「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」として、正式に決定された。

エ これまでの報道等によると、本件については、

- (i) 実母は、未成年のときにこの女兒を妊娠し、シングルマザーとして出産したいいわゆる特定妊婦であったが、本市の要保護児童対策地域協議会³⁷においては女兒共々支援対象となっていなかったこと

³⁷ 要保護児童対策地域協議会(要対協) : 平成16年改正児童福祉法により法的に位置付けられた協議機関(児福25の2)。要保護児童、要支援児童や特定妊婦に対する適切な支援を図るため情報交換、支援を行う(本報告書第5・1の脚注参照)。本市においては、本市の要対協のもとに、各区においても要対協が設置されている。

- (ii) 平成30年2月頃に、本市A区からB区に転居した際、引き継がれるはずのA保健センターの乳幼児健診や母親の相談歴等のデータが、転居先を所管するB保健センターへ引き継がれていなかったこと
 - (iii) 児童虐待に係るリスク評価（アセスメント）シート上、2段階目の「早急」該当性が疑われていた事案であったものの、同シートが作成されていなかったこと
 - (iv) 児童相談所運営指針（厚生労働省、平成19年1月改正）上、児童相談所に虐待通告がなされた際には安全確認を「48時間以内とすることが望ましい」とする前掲「48時間ルール」が遵守されなかったこと
 - (v) 児童相談所は、夜間や休日の対応（児童虐待の初期調査）について、市内4つの児童家庭支援センターに業務委託しているところ、令和元年5月13日所轄警察署から同行を要請された際、「夜間帯で職員体制が整わず同行困難」との理由で同行しなかったばかりか、前記センターに対応要請すらしなかったこと
- など、数多くの問題が指摘されている。

オ 他方、本市は、この事件を受け、令和元年10月1日日本市児相内に緊急対応担当部長及び緊急対応担当課長の各ポストを新設、これに併せて初期調査担当の児童福祉司10名を同部課長のもとに配置して、子どもの一時保護等の虐待通告に関する初期調査業務など介入機能を果たす緊急対応部門を強化している。

（第2 以上）